



第2次 伊達市 環境基本計画

令和3年度～令和12年度



令和3年3月



伊達市

ごあいさつ

本市は、「伊達市環境基本計画」を定めた平成 23 年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故での放射性物質飛散の影響などを受け、平成 26 年3月「伊達市環境基本計画改定版～環境再生をめざして～」を策定し、環境をより良くしていくため取り組みを続けてまいりました。

国際社会では、2015 年に採択されたパリ協定以降、地球温暖化への対応が強化され、我が国でも平成 30 年4月に第五次環境基本計画を策定、令和2年 10 月には 2050 年度までに温室効果ガス実質ゼロが菅首相により宣言されるなど、環境をめぐる情勢は大きく変化しています。

また、持続可能な開発目標(SDGs)が我々の生活にも浸透するなど、環境・経済・社会の幅広い分野での取り組みも進んでいます。

今回策定した第二次環境基本計画は、本市の魅力である自然環境の保全に加え、二酸化炭素排出削減を目指した対策の推進で国内外の情勢に対応するとともに、本市の状況に寄り添った計画として令和3年度からスタートします。

本市の環境をより良いものにしていくためには、行政の取り組みばかりではなく、市民の皆様の協力が不可欠です。市が目指す将来環境像である「みんなで学び共に行動し、豊かな自然を未来へ継ぐ 伊達」の達成に向け、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

本計画策定に当たり、ご審議いただきました「伊達市の環境を考える市民会議」の皆様、市民・事業所アンケート調査にご協力いただきました市民、事業者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月

伊達市長



須田 博行

目次

第1章 計画の策定	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の基本的事項	3
第2章 伊達市の環境の特徴と課題	6
1 伊達市の環境の特徴	6
2 市民・事業所アンケート調査	9
3 前計画の施策及び指標の実施状況	10
4 伊達市が特に取り組むべき課題	13
第3章 計画の目標	20
1 伊達市の環境保全・創造の基本理念	20
2 伊達市がめざす将来環境像	20
3 環境目標	21
4 温室効果ガス排出削減目標	22
第4章 環境の保全・創造に向けた取組	26
1 環境施策の体系	26
2 基本方針毎の掲載内容	28
第5章 伊達みんなのプロジェクト	66
No.1 子ども達の環境教育の場と機会の創出	66
No.2 里山の整備・木質バイオマスの利用促進	67
No.3 廃棄物の発生抑制	68
第6章 市民・事業者の取組	70
1 市民の取組	70
2 事業者の取組	77
第7章 計画の推進・進行管理	84
1 計画の推進	84
2 計画の進行管理	84
3 各種計画との整合	85
4 財源の確保と財政負担の最小化	85

資料編

- 資料 1 伊達市環境基本条例
- 資料 2 計画策定の経過
- 資料 3 計画策定の体制
- 資料 4 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 資料 5 温室効果ガス排出量の推計方法
- 資料 6 温室効果ガス排出量の削減目標の設定方法
- 資料 7 用語解説

第 1 章 計画の策定

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景

本市は、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりを目指すため、平成22（2010）年4月、良好な環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、滞在者（出張、観光・レクリエーション等による市内の一時滞在者を指す）及び市の役割や基本的施策の方向性を示した「伊達市環境基本条例¹⁾」を施行しました。

この環境基本条例に掲げる基本理念の具現化を目指し、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための具体的な指針として、平成23（2011）年3月に「伊達市環境基本計画」を策定しましたが、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故等、伊達市を取り巻く環境も大きく変化したことから、平成26（2014）年3月に環境基本計画の一部改定を行いました。

平成26（2014）年に改定した計画の計画期間が終了すること、また、地球温暖化をはじめとする環境問題をめぐり、国内外において動向の大きな変化があったことから、本計画を改定します。

国内外の動向のうち、最も大きな変化の一つとして、平成27（2015）年12月に「パリ協定^{※2)}」が採択されたことが挙げられます。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減に、世界共通の課題として取り組むことが示されました。パリ協定の採択を受け、我が国においては地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を平成28（2016）年5月に策定しました。また、令和2年10月の菅首相所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言されました。

平成28（2016）年には、21世紀の世界が抱える包括的な課題に取り組むための国際的な合意として、持続可能な開発のための『SDGs 2030 アジェンダ^{※3)}』が採択されました。

気候変動への対策も、経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションの創出、経済・社会的課題などとの同時解決に資する効果があると考えられています。

我が国においては平成30（2018）年4月に、第五次環境基本計画が閣議決定されました。SDGs の考え方も活用しながら、様々な課題の同時解決を実現し、新たな成長へとつなげていくことを目指しています。



▲パリ協定採択の様子



▲持続可能な開発目標（SDGs）

¹⁾伊達市における環境保全と創造について基本的事項、理念を定めた条例

²⁾国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で締結された気候変動問題に関する国際的枠組み

³⁾17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標

2 計画策定の目的

平成26（2014）年3月の改定以降、本市では、伊達市第2次総合計画^{※4}を始めとして、伊達市新水道事業ビジョン^{※5}、伊達市ごみ処理基本計画^{※6}、伊達市地域防災計画^{※7}、など様々な計画が策定されました。環境基本計画についても、これらの計画と連携しながら、環境面から取組を行っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本計画は、本市のかけがえのない環境の保全と創造に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、伊達市環境基本条例で定める基本理念の実現を目的として策定します。

本計画では、社会情勢の変化や市の課題に基づき施策を見直すとともに、市民と協働して施策を推進する代表的な取組として伊達みんなのプロジェクトを新たに設定しました。

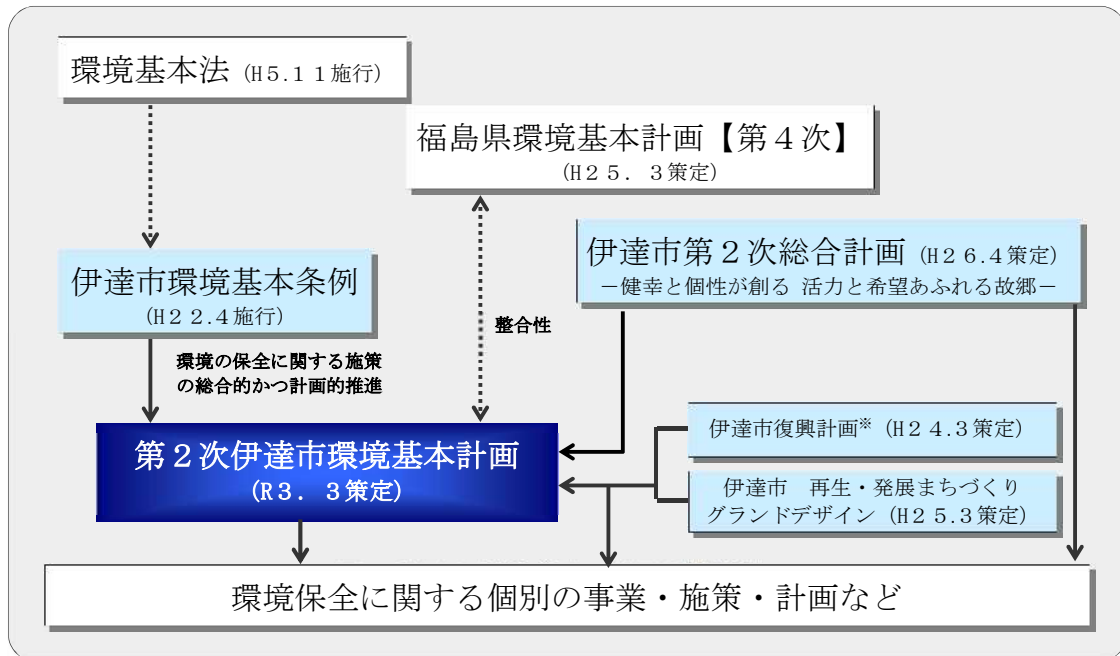
3 計画の基本的事項

（1）計画の位置づけ

本計画は、環境面において本市の最も基本となる計画であり、伊達市第2次総合計画を環境面から具体化するための指針とするものです。

同時に、伊達市環境基本条例に掲げる基本理念を具体化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針となる計画とします。

また、平成20（2008）年6月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含しました。



⁴伊達市の長期的なまちづくりの基本的な方向、施策、基本事業を示し、市政の指針を策定した計画

⁵伊達市の安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため策定された計画

⁶伊達市内から発生する一般廃棄物の処理について長期的・総合的視点に立った基本的事項を定めた計画

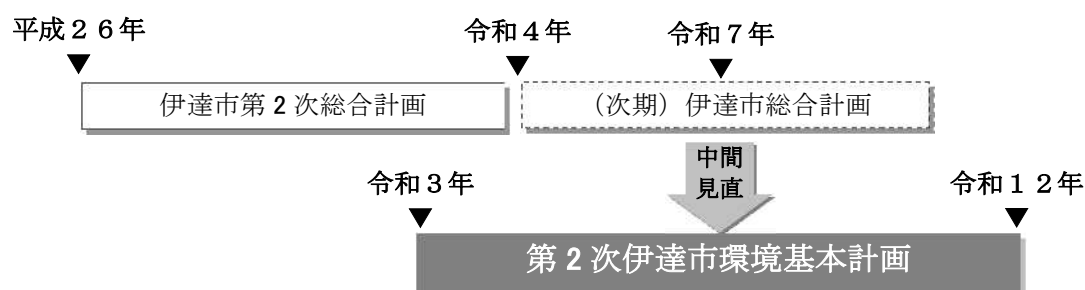
⁷災害対策基本法に基づく、市の防災機関が自然災害の予防、応急、復興などを行うための計画

⁸東日本大震災からの早急な復旧、災害に強い、活力あるまちづくりの取組を策定した計画

（２） 計画の対象期間

本計画は令和１２（２０３０）年度を目標年次として、令和３（２０２１）年度からの１０年間を計画期間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年にあたる令和７（２０２５）年度に、市の最上位計画である次期伊達市総合計画及び本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ計画の見直しを行います。



（３） 計画の対象とする環境

計画の対象とする環境は以下のとおりです。

地球環境	地球温暖化対策など
自然環境	私達の身のまわりに存在する空気や土、生態系など、生物の生存基盤となる環境
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物など、私達が生活することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境
快適環境	自然、音、香り、景観など、生活空間の中で快適と感じる環境
放射性物質により影響を受けた環境	放射性物質による汚染などにより影響を受けた環境
環境保全に取り組む基盤づくり	環境保全の取組を推進するための基盤

（４） 計画の対象地域

本計画は伊達市全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や福島県及び国との連携も視野に入れた計画とします。

（５） 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者及び市とします。

第 2 章 伊達市の環境の特徴と課題

第2章 伊達市の環境の特徴と課題

1 伊達市の環境の特徴

既存文献調査や市民・事業所アンケート調査の結果を踏まえ、本市の環境の特徴として「良い点・誇れる点」及び「改善すべき点」の両面から整理しました。

環境分野	良い点・誇れる点	改善すべき点
(1) 地球環境 地球温暖化対策など	・ 7割以上の市民が蛍光灯、LED電球を導入済み ・ 8割以上の市民が省エネタイプの家電製品の使用に努めている ・ 節電や廃棄物の削減・資源化の取組をほぼ全ての事業所が実施 ・ 約4割の事業所が温室効果ガス、エネルギー、廃棄物の削減目標を設定 ・ 公共施設におけるLED照明導入箇所数の大幅な目標達成	・ 二酸化炭素排出量の大きい製造業、自動車、民生部門（家庭）に対する対策 ・ 自動車に依存した生活様式の改善 ・ 環境負荷の少ない移動手段の導入促進 ・ 利用割合の低い公共交通機関の充実 ・ 地球温暖化防止に役立つ先進的な設備の技術や製品の紹介、導入意義の周知促進 ・ 環境保全の取組実施率が低い項目について、取組方法や取り組む意義の周知 ・ 公用車への低公害車導入台数の目標未達 ・ グリーン経営認証^{※9}取得事業者数の目標未達
(2) 自然環境 私達の身のまわりに存在する空気や土、生態系など、生物の生存基盤となる環境	・ 阿武隈川流域の肥沃な農地で営まれる、多様な果樹・野菜の園芸農業 ・ 霊山を始めとする豊かな自然や美しい景観 ・ 石田ブヨメキの湿原に咲くミズバショウ、茶臼山の桜等、希少で学術的価値の高い自然地域 ・ 自然資源を活用した自然公園や体験施設等の自然とのふれあいの場 ・ 豊かな自然に生息する多様な希少野生生物 ・ 桃や柿などの豊富な農産物 ・ 空気のきれいさ、家の周りの静かさ・落ち着き	・ 農業就業人口の減少や高齢化による耕作放棄地の増加への対策 ・ 林業従事者数の減少による山林の保全の困難化への対策 ・ 大規模な気象災害（令和元年東日本台風等）による河川氾濫等への対策 ・ 川や沼などの水辺のきれいさに対する改善の必要性 ・ 健全な生態系の維持、生物多様性の確保への対策 ・ エコファーマー^{※10}の認定者数が目標値を大幅に未達 ・ 遊休農地面積が増加傾向 ・ 間伐面積、保安林面積が改善傾向にあるが目標を未達

⁹環境保全の取組を行っている（交通運輸産業の）事業所に対して認証・登録される環境認証制度

¹⁰各都道府県の知事が認定した化学肥料や農薬の使用を減らした農家

環境分野	良い点・誇れる点	改善すべき点
(2) 自然環境	・ 自然体験型施設利用者数が目標を大きく達成	・ 鳥獣による農林業等被害額の目標未達 ・ エコツーリズム^{※11}による交流者数の目標未達
(3) 生活環境 大気質、水質、騒音、廃棄物など、私達が生活することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境	・ 大気環境、土壌、地盤の状況維持（苦情なし） ・ ダイオキシン類の環境基準達成 ・ 8割以上の住民がごみの規定とおりの分別排出を実施 ・ 約5割の事業所が事業所敷地周辺の清掃活動を実施	・ 悪臭防止法に基づく規制地域に対する指導 ・ 県よりも排出量が多い1人1日当たりのごみ排出量、平均値に達しないリサイクル率の改善 ・ ゴミ出し（分別排出等）のマナーに対する改善の必要性 ・ 古川の水質基準の目標未達 ・ 汚水処理人口普及率及び公共下水道接続率、合併処理浄化槽処理人口普及率が改善傾向にあるが目標を未達 ・ ごみの排出量及びリサイクル率、古紙類再資源化量の目標を未達 ・ 公害苦情件数の目標未達
(4) 快適環境 自然、音、香り、景観など、生活空間の中で快適と感じる環境	・ 郷土の自然や文化を生かした多くの観光・レクリエーション施設 ・ 多くの歴史的文化的資源（建造物や史跡、伝統の祭りなど） ・ 市民が主体となったまち美化の取組（側溝掃除や落ち葉拾い、クリーンアップ作戦）	・ 防災機能をもつ公園、身近な公園が不足 ・ 身近な公園や緑地の利用しやすさの改善 ・ 都市公園数及び都市公園面積の大幅な目標未達 ・ 登録指定文化財数の目標未達 ・ うつくしまの道・うつくしまの川サポート制度登録団体数の減少傾向及び目標の未達
(5) 放射性物質により影響を受けた環境	・ 環境放射線モニタリング調査の結果が現状維持・改善傾向 ・ 放射線量平成23（2011）年度比約89%[※]低減 ※H23/8/19～22の最高値6.15 μSv/h と、R1/8/19～23の最高値0.67 μSv/h を比較	・ 放射性物質による環境汚染に対する安全安心対策の継続 ・ 放射性物質の降下で環境が汚染されたことによる農産物等の風評被害対策の実施

¹¹自然環境や歴史文化を体験しながら、地域の自然環境や歴史文化の保全について学ぶ観光

環境分野	良い点・誇れる点	改善すべき点
(6) 環境保全に取り組む基盤づくり	・市内の9校において森林環境学習の実施 ・環境保全に関わりのあるNP0団体の増加 ・約8割の市民が市と協働した環境保全の活動に対して積極的な姿勢	・市で行っている補助制度に関する情報の提供 ・誰もが参加しやすい活動内容や時間を工夫した環境保全活動の開催 ・市民の環境活動をより活発にするための情報の提供 ・市の取組に対する認知度の改善 ・こどもエコクラブ参加団体数の目標未達 ・環境保全に関するNP0法人数、ISO14001^{※12}承認取得事業者数、エコアクション21^{※13}承認取得事業者数の目標未達

¹²環境マネジメントシステムに関する国際規格

¹³環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度

2 市民・事業所アンケート調査

市民や市内で事業活動を営む事業所の環境保全に対する考え方、日常生活や事業活動における環境配慮への取組状況、環境行政に望む施策などを明らかにし、計画検討に各主体の視点を反映させるための基礎資料とすることを目的として、市民・事業者アンケート調査を実施しました。以下に市民アンケート調査結果の一部を示します。

【アンケート調査の概要】

■調査対象

20歳以上の市民1,800人を対象に実施

■調査期間

令和元（2019）年9月17日（火）～10月4日（金）

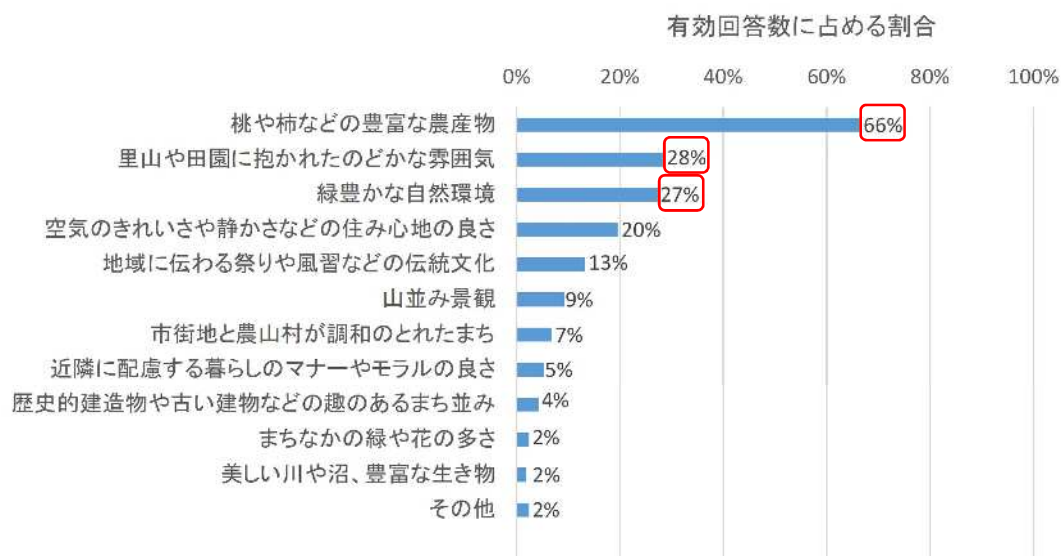
■有効回答者数（有効回収率）

515人（28.6%）

【伊達市の環境で素晴らしい・誇らしいと思うこと】

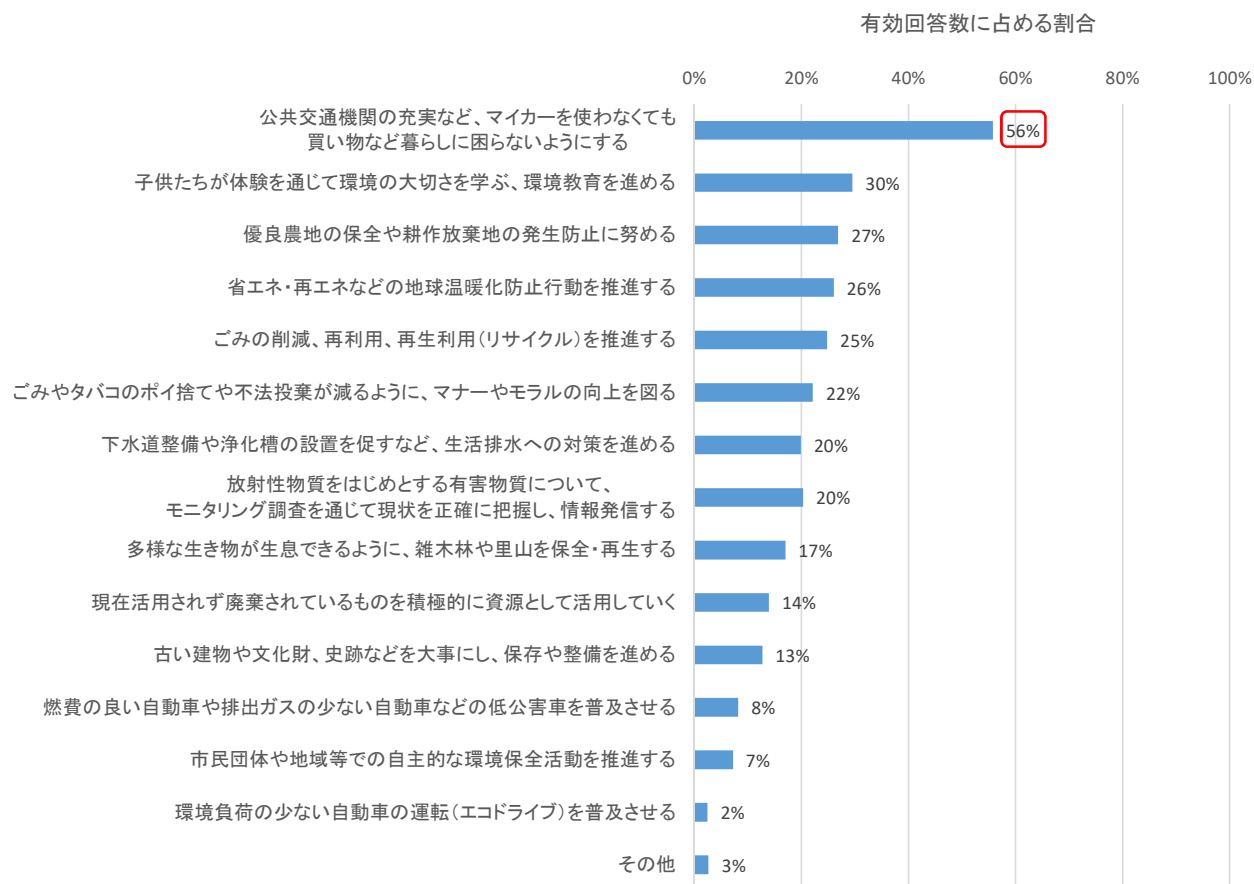
市民の6割以上が「桃や柿などの豊富な農産物」を素晴らしいと思うこととしてあげています。

次いで「里山や田園に抱かれたのどかな雰囲気」、「緑豊かな自然環境」の良さを挙げる意見も3割程度あり、過年度から変わらずに、自然的環境について伊達市の環境の良いところとして認識されていることが伺えます。



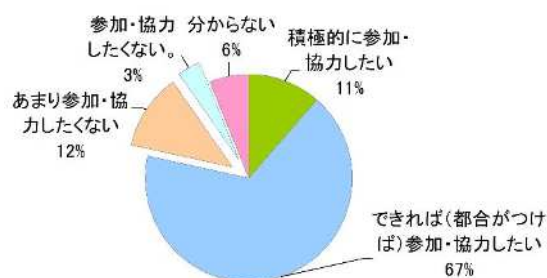
【将来の環境をより良いものとするために市が今後特に重視すべきと考える取組】

「公共交通機関の充実」が最も多く、5割以上が特に重視すべき取組と考えており、過年度と比較して、より多くの市民が公共交通機関の不足を感じていると推測されます。



【市と市民が協働した環境保全活動への参加・協力の意向】

「積極的に参加・協力したい」「できれば(都合がつけば)参加・協力したい」と考える市民が合計で約8割を占めており、多くの市民が協働による環境保全活動への参加に意欲的です。



3 前計画の施策及び指標の実施状況

前計画では、6つの基本目標を定め、各施策の取組状況を毎年モニタリングすることで計画の達成に向けた取組を推進してきました。本計画では、本市の環境を保全するために必要な施策を引き続き実施するとともに、取り組まれていない施策について市の現状に基づき内容を見直しました。

前計画の施策の達成状況については、定めた全244施策について、平成30(2018)年度以前に実施された施策は107施策で、実施率は約44%でした。分野ごとの施策の取組状況と本市の現状については次ページに示す通りです。

前計画の実施率が低かった主な要因としては、計画数が多かったこと、また、各施策の実施担当課が多く責任の所在が不明確であったことが挙げられます。本計画では、施策の数を前計画の244施策から103施策に絞ると同時に、優先して取り組むべき施策を重点施策として30施策設定し、取組の実効性を高めることを目指します。

(1) 地球環境

施策については、57施策中実施されている施策は18施策に留まり、実施率が低い状況です。特に、エネルギーの効率的な利用の推進や環境に配慮した事業活動の推進、環境負荷の少ない自動車利用の推進などの取組について、実施率の改善が必要です。

本市の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、前計画策定時（平成22年（2010年）度）と比較して微増しています。取組としては、平成23（2011）年2月に策定した伊達市地域新エネルギービジョン※14に基づき積極的なエネルギー対策の推進を目指しています。また、太陽光発電設備や蓄電池設備の設置等に助成金を支給し、太陽光発電の導入促進を行ってきました。

(2) 自然環境

施策については、50施策中24施策が実施されています。身近な自然に関する取組は継続されていますが、森林環境や自然とふれあいについて取り組まれていない施策が多い結果となりました。本計画では取組が進まなかった施策について改善が求められます。

本市の土地の50%を森林が占めています。健全な森林の育成を図るためには、植栽や間伐等の整備が重要ですが、本市においては林業従事者の減少や高齢化により、山林の維持・保全が困難な状況が懸念されます。同様に、県内有数の生産量を誇り基幹産業である農業においても、農業就業人口の減少や農業経営者の高齢化が進行し、中山間地を中心に耕作条件の不利地域で耕作放棄地の増加が著しい状況となっています。

(3) 生活環境

施策については、57施策中28施策が実施され、身近な生活環境に関する取組の実施率は高く、一方で、廃棄物・リサイクルにおけるごみの減量化や再使用・再生利用の促進に関して取組状況が良好ではありませんでした。また、大気環境については、事業活動に伴う環境負荷の低減が、水・土壌環境については、水質の保全に関する実施状況が良くありませんでした。継続して施策を実施し、良好な生活環境を目指す必要があります。

本市の大気環境（隣接する福島市の一般環境大気測定局の結果を使用）は光化学オキシダント※15を除くすべての項目について環境基準を達成しており、全国の平均値と比較しても良好です。一方で、悪臭に関する苦情が発生しており、前計画の目標を達成していない状況です。水環境については、汚水処理人口普及率※16及び公共下水道接続率※17、合併処理浄化槽処理人口普及率※18が前計画の目標を達成していない状況です。また、河川の

¹⁴伊達市における新エネルギー導入・推進のための方策

¹⁵工場の煙や排気ガスなどに含まれる物質が太陽からの紫外線を受けて作り出される酸化力の強い物質

¹⁶下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合

¹⁷下水道を利用できる区域の人口に対して、下水道へ接続している人口の割合

¹⁸総人口のうち、トイレや台所等から排出される生活排水を併せて処理する浄化槽を利用する人口の割合

水質環境については、前計画の目標に対して令和元（２０１９）年度は小国川が環境基準をわずかに未達、古川が水質基準を大幅に未達となっています。

ごみの排出量について、本市では平成３０（２０１８）年度の１人１日当たりのごみ排出量が１,１３３ｇ/人日、リサイクル率が１１.６％となっており、県の１人１日当たりのごみ排出量１,０２９ｇ/人日を上回り、リサイクル率１２.９％を下回っています。前計画の目標も達成していない状況です。

（４） 快適環境

施策については、４２施策中２１施策が実施されていました。都市的な環境については、緑化の推進に関する施策について、実施率が低い状況です。また、歴史・文化的環境について、実施率が良好ではありませんでしたが、必要な施策を絞って取り組んでいくことが必要です。

市民が主体となったまち美化の取組として、側溝掃除や落ち葉拾い、クリーンアップ作戦などが行われています。一方でうつくしまの道及びうつくしまの川サポート制度登録団体数の減少傾向が見られます。

（５） 放射性物質により影響を受けた環境への対応

施策については、概ね実施されています。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能対策は緊急で最大の課題になりましたが、除染、ガラスバッジやホールボディカウンタ^{※¹⁹}検査による放射線量の把握等の対策により、放射能の不安は少しずつ和らいできています。今後も継続した取組が求められます。

（６） 環境保全に取り組むための基礎づくり

施策については、２６施策中５施策が実施されており、取り組まれていた施策が約２割となりました。

本市の取組としては、各学校において環境学習が行われています。しかし、こどもエコクラブ参加団体数や青少年の緑化活動の中核的な活動を行う緑の少年団の登録団体数が前計画の目標を達成していない状況です。

また、環境保全に関わりのある NPO 法人が前計画策定時より増加しており、積極的に取組を実施しています。一方で、環境保全に関する認証制度の取得事業者数は前計画の目標を達成していない状況です。

¹⁹体の中に取り込まれ沈着した放射性物質から漏れ出る放射線を体の外側から測定する装置

4 伊達市が特に取り組むべき課題

前項で整理した本市の環境の特徴（良い点・誇れる点、改善すべき点）に対し、上位計画や社会情勢を踏まえた上で、本計画の策定にあたり特に市が重点的に取り組むべきだと考えられる課題を整理しました。

（１） 地球環境

① 家庭の取組促進を通じた二酸化炭素排出量の削減

市民・事業所アンケート調査では８割以上の市民が「省エネタイプの家電製品を使うように努めている」ことなど、省エネに取り組んでいることが分かりました。また、提供発信して欲しいと思う情報としては「補助制度に関する情報」「省エネ・再エネに関する具体的な取組や工夫」が大きな割合を占めています。

民生部門（家庭）における排出量削減を促進するために、取組による効果や市民の利益関心に繋がる情報、先進的な設備の導入意義の周知、現行の補助制度の拡充などについて検討する必要があります。

また、市民、事業者の模範となるように市役所の率先した取組も継続して実施するとともに、地球温暖化対策実行計画に基づいて計画的に取組を推進します。

② 地域の自然特性を活かした再生可能エネルギー^{※20}の利用拡大

近年、太陽光発電施設の導入に関し、周辺地域に対する景観面での影響が大きいことが指摘されています。

今後は周辺環境との調和のとれた太陽光発電の導入を検討します。また、小水力、風力、利用可能量が大きいと考えられるバイオマス^{※21}等の再生可能エネルギーの導入についても取り組み、安心安全で持続的に発展可能な社会を目指します。

③ 環境負荷の少ない移動手段への転換

市民・事業所アンケート調査によると、日常生活において、市内を移動する人の７６％が自家用車を利用しており、バスや電車などの公共交通を利用している人の割合が低くなっています。また、市が今後特に重視すべきと考える取組として「公共交通機関の充実」が挙がるなど、多くの住民が公共交通の不足を感じていることが伺えます。

デマンド交通^{※22}の更なる活用などにより、交通空白地域における自家用自動車に依存した生活様式の改善を図ると同時に、電気自動車・ハイブリット車等の環境負荷低減に寄与する自動車や自転車の利用促進、エコドライブの推進等を図ることで、地球温暖化対策にも寄与する施策を検討します。

²⁰太陽光、風力、水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出しないエネルギー

²¹木材、食品廃棄物など動植物由来の再利用可能な有機性資源

²²利用者のニーズに応じて予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス

(2) 自然環境

① 健全な森林・農地の保全・整備

農業経営者の高齢化や耕作放棄地の増加が懸念される農業分野については、農林業従事者の育成やボランティアの活用など担い手確保を通じた農林業振興を進めるとともに、環境保全型農業を推進するなど、森林や農地を適切に維持管理し、里地里山の二次的環境を保全することが求められます。

② 様々な主体との協働による自然資源の活用・保全

市民・事業者アンケート調査では、多くの市民が身近にある自然的環境について高く評価をしていることが分かります。自然環境の保全に向け、自然環境や本市の文化を体験するエコツーリズムや、観光資源として景観形成作物の作付けなどを通じた、市民・事業所との協働や都市地域との交流により、農地里山の保全・活用の活動を促進していくことが求められます。また、林業体験や森林環境学習、森林セラピー^{※23}等を通じて、森林の公益的機能の理解促進とその維持・向上を図ることで、生物の生息地や自然景観の保全を推進することが重要です。

③ 豊かな自然環境の保全と共生

本市は、霊山県立自然公園をはじめとする森林公園や茶臼山自然環境保全地域、御幸山緑地環境保全地域、石田ブヨメキ自然環境保全地域、さらに阿武隈川や広瀬川など、水と緑に恵まれた良好な自然環境を有しています。

一方で、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風では本市も大きな被害を受け、地球温暖化の影響で増加していると考えられている大雨や、台風等の気象災害による河川氾濫や土砂災害等も懸念されています。水源涵養機能^{※24}や快適環境形成機能^{※25}など、自然の恵みを享受すると同時に、国が令和元（2019）年7月に推進戦略を定めているグリーンインフラ^{※26}を活用するなどして、自然環境の安全管理を確実に行う必要があります。

²³医学的な証拠に裏付けされた森林浴の効果を健康づくりに役立てる取組

²⁴森林の土壌が降水を貯留することにより、河川へ流れ込む水量を平準化し、川の流量を安定させる機能

²⁵森林が気候を緩和・調節し、防風や防音などの機能により快適な環境を形成すること

²⁶自然環境が有する機能を積極的に活用し、居住環境の向上、防災などの効果を得るための取組

④ 生物多様性の保全と生息域の維持・創造

国においては、平成24（2012）年9月に生物多様性国家戦略2012-2020^{※27}が策定され「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示しています。各自治体においては生物多様性基本法に基づき、生物多様性地域戦略の策定が推奨されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用には、地域の特性に応じて戦略を策定することが必要だと考えられています。

本市では、都市マスタープランにおいて自然や生態系に配慮した施設整備や自然景観と調和するまちづくりの推進を目指していますが、市民・事業所アンケート調査では、身の回りの環境の満足度として「健全な生態系の維持、生物多様性の確保」について3割以上の市民が不満に感じています。

生態系ネットワーク^{※28}の形成や外来種に関する適正な情報発信などを通じて、生物多様性の保全に向けた取組が必要です。

（３）生活環境

① 良好な生活環境の維持

市民・事業所アンケート調査では、過半数の市民が「空気のきれいさ」「家の周りの静かさ、落ち着き」に満足しており、約9割の市民が重要視しています。大気環境を維持しさらに良くするために、光化学オキシダントや悪臭対策についてモニタリングや注意喚起の継続が求められます。また、生活排水の流入防止策の検討や市民の水質浄化に対する意識啓発など、水質改善に取り組むことが求められます。

② 廃棄物の発生抑制と適正な廃棄物処理の推進

市民・事業所アンケート調査では8割以上の住民が「ごみの規定とおりの分別排出」を実施していると回答している一方で、3割以上の市民が「ごみ出しのマナー」について不満に感じていることから、地域によっては改善の必要があることが伺えます。

ごみの減少、リサイクル率の向上、ごみ出しのマナー改善を促進するために、市民の意識を改善し、取組を促すような施策を検討する必要があります。

²⁷生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

²⁸野生生物が生息、生育する様々な空間（森林、農地、水辺など）をつなげ生態系を保全、再生する取組

(4) 快適環境

① 親しみある公園・緑地の整備

公園や緑地は生活へ潤いや安らぎを与える効果の他、健康活動やコミュニティ醸成の場としての機能、防災・減災機能、環境保全機能、観光資源の価値向上を通じた経済・活力の維持向上など、近年の社会問題に対する課題解決の可能性が期待されています。

市民・事業所アンケート調査では、地域によってばらつきがありますが、「身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさ」について約3割が不満を感じています。

都市公園と併せて、市街地周辺や中山間地域など身近な公園等が不足している地域においては、公園の配置について検討するとともに、安全に長期間使用できるように利用しやすさや維持管理についても検討する必要があります。

② 市民が主体となったまち美化

市民・事業所アンケート調査では「ポイ捨てをしない、ペットのフンの放置などを行わない」行動について、8割以上の市民がいつも取り組んでいます。

より多くの市民にまち美化に取り組んでいただけるように、広報紙やホームページ等を通じた意識啓発等の対策を検討する必要があります。

③ 郷土の歴史・文化的資源の保全・活用と次代への継承

本市には多くの歴史的文化的資源や郷土に伝わる伝統の祭りが各地にあり、地域が育んできた歴史や文化を活用した多くの観光・レクリエーション施設も点在しています。また、霊山をはじめとする豊かな自然景観や、阿武隈高地に抱かれた里山や山村の風景、郷土の原風景である果樹園・水田などの田園景観、阿武隈川・広瀬川等のうおいある水辺景観など、大切に守られ、育まれてきた魅力的な地域資源が数多くみられます。

本市の魅力の一つとして、貴重な地域資源の価値を再認識し、市民の理解や郷土意識を醸成するとともに、計画的な維持・保全を図ることが重要です。

④ 特色ある景観資源の活用

自然景観のほか、伊達氏ゆかりの歴史資産を中心としたまちなみ景観など、本市の特色を活かした景観資源の保全と活用により、快適環境の形成を図るとともに観光資源として地域の活性にも寄与できると考えられます。

(5) 放射性物質により影響を受けた環境

① 放射性物質の影響に対する安全と安心の確保

市民・事業者アンケート調査では放射性物質を始めとする有害物質や環境汚染による農産物等の風評被害対策の実施が重要だと思ふ市民が多い結果となりました。

放射線のレベルは事故直後に比べ大幅に低減しており、放射線リスクに関する知見も積上げられてきました。しかし、一部では未だ避難を継続されており、全員が安心して暮らすことが出来る環境には至っていません。正しい情報の提供と共有や放射線量のモニタリング等、市民の安心安全を確保するための対策を継続して実施する必要があります。

② 風評被害解消と新しい伊達ブランドの創生

市民・事業所アンケート調査の結果を受け、消費者に対する農産物などの安全性に関する正確な情報発信や物産 PR などを継続するとともに強化し、風評被害対策に取り組む必要があります。

林業については、放射性物質への対策を行った上で地域における新たな産業の集積を目指します。また、持続可能な社会モデルの構築のために、地域の豊かな森林資源を再生可能エネルギーとして活用することを検討します。

(6) 環境保全に取り組む基盤づくり

① 環境教育の充実・拡大

市民一人一人の環境に対する意識を向上させ、これからの社会を担う子ども達については環境保全の習慣を幼いうちから身に付けさせていくことを目指し、取組の推進が求められます。

現在取り組まれている施策に加え、更なる環境教育・環境学習を進めていくために、主体的な参加意欲を育むための体験型学習の推進や、SDGs の目標の 1 つである ESD^{※29} 環境教育などを活用した手法を検討する必要があります。

② 市民・事業者の環境保全活動参加機会の充実

市民・事業所アンケート調査では約 8 割の市民が市と協働した環境保全の活動に対して積極的です。

市民や事業者の活動をより促進するために、主体的な取組意欲を引き出すインセンティブ[※]の付与や、誰もが参加しやすい活動内容や時間を工夫した環境保全活動の開催、環境に関する様々な情報提供、市の取組の周知等の対策が必要です。

③ 地域の環境活動を牽引・指導するリーダーの育成

環境保全に取り組むボランティアを地域に定着させ、市全体として取り組む状況を醸成するためには、各地域にて活動を指導・牽引できるリーダーが必要です。

本市においても、今後各地域で広く主体的な環境保全活動や環境学習を根付かせていくため、リーダーとなり得る人材を講習会等を通じて育成し、取組の輪を広げていくことが必要です。

²⁹持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）持続可能な社会を目指す学習、活動



▲靈山

第 3 章 計画の目標

第3章 計画の目標

1 伊達市の環境保全・創造の基本理念

「伊達市環境基本条例」で定める、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念について示します。

- 環境の保全・創造は、健全で恵み豊かな環境との共存をめざしつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全・創造は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。
- 環境の保全・創造は、市民、事業者、滞在者及び市の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。
- 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。

2 伊達市がめざす将来環境像

本計画は令和12（2030）年までに基本理念の実現に向けて進めるものです。市民、事業者、滞在者、そして市が一体となって継続的かつ着実に取組を進めていくためには、めざす将来の環境イメージを各主体で共有することが重要です。

本市においては里山を始めとする豊かな自然が最大の特徴であり、未来を担う子ども達にこのような魅力ある環境を継承していく必要があります。また、行政に頼りきりならず、市民一人一人が主体的に行動していきたいという想いを込め、本市が目指す将来環境像を『みんなで学び共に行動し、豊かな自然を未来へ継ぐ 伊達』と定めるとともに、親しみをもって取り組んでもらうため、『～魅力は、やっぱ、里山だべ！～』とサブタイトルをつけました。

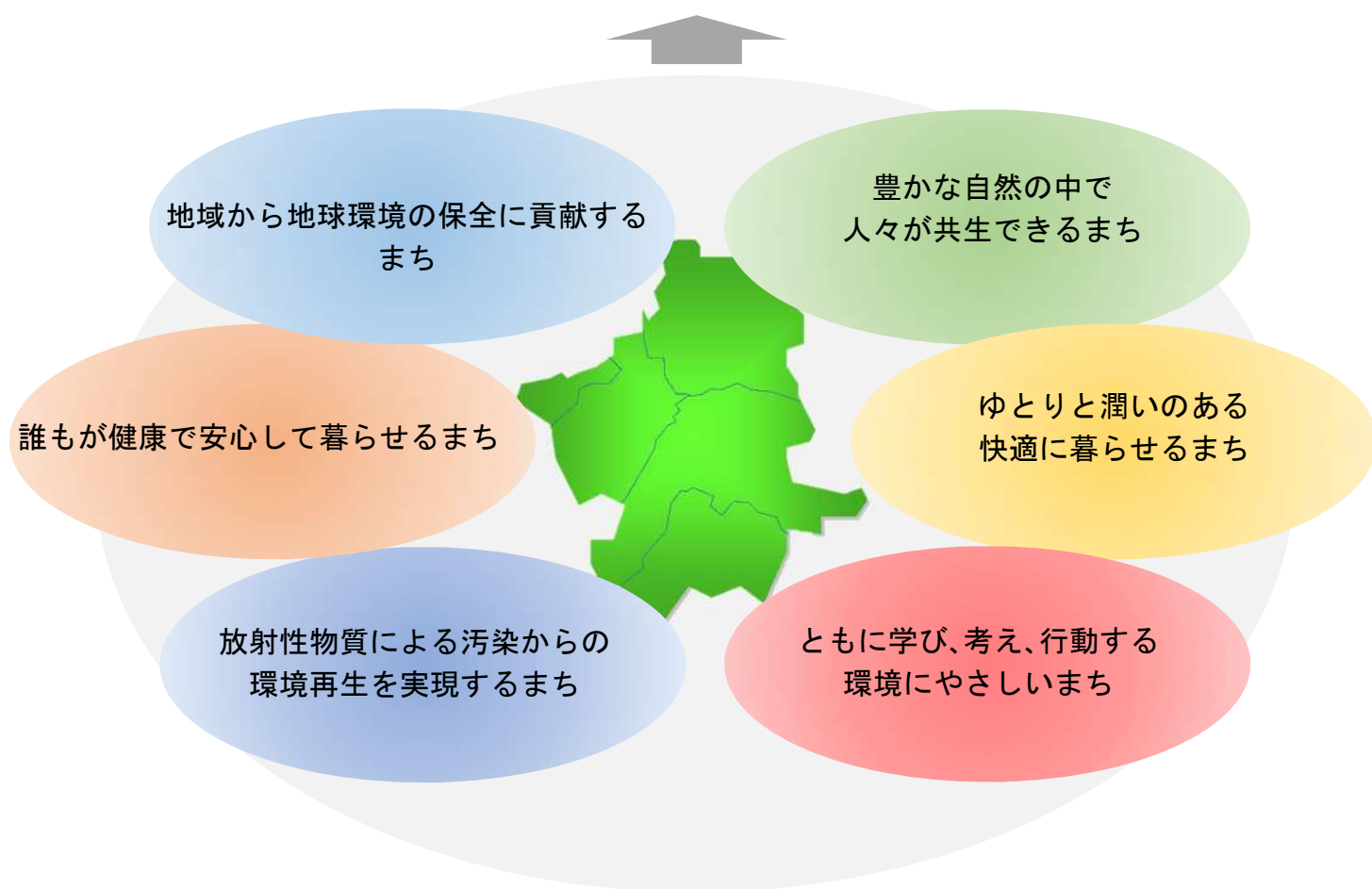


3 環境目標

本市がめざす将来環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための基本方針を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向けて施策を推進します。具体的な施策内容は第4章に記載します。

**みんなで学び共に行動し、豊かな自然を未来へ継ぐ 伊達
～魅力は、やっぱり、里山だべ！～**



4 温室効果ガス排出削減目標

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20（2008）年6月施行）」に規定される地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含しています。市役所の率直的な取組については伊達市役所エコアクションプラン³⁰に基づき推進します。

国ではパリ協定などの国際的な動向を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」において温室効果ガス削減量の中期目標として令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減すると定め、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしています。また、令和2年10月の菅首相所信表明演説において、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言されました。

本市においては、市民・事業所アンケート調査において、温室効果ガスの削減目標について「できる限り実現可能な数値」に設定することを求める市民・事業所が8割以上であったことを受け、実現可能性を踏まえた下記に示す数値を削減目標として設定します。

基準年度である平成25（2013）年度に対して、中期目標（令和12（2030）年）は31%削減、長期目標（令和32（2050）年）は80%削減と設定しますが、二酸化炭素排出量を限りなくゼロにすることを目指し、取組を推進します。

なお、平成28（2016）年度の福島県の温室効果ガスについて、総排出量の93%を二酸化炭素が占めていることを受け、本計画では温室効果ガスの中でも二酸化炭素の削減に向けた取組に焦点を当てています。

〔二酸化炭素（CO₂）排出削減目標〕

2030年度における二酸化炭素（CO₂）排出量
2013年度比31%削減

【短期目標】（2025年度）：23%削減

【中期目標】（2030年度）：31%削減

【長期目標】（2050年度）：80%削減

〔二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標（部門別）〕

【産業部門】（2030年度）：32%削減 【民生部門】（2030年度）：41%削減

【運輸部門】（2030年度）：14%削減 【廃棄物部門】（2030年度）：40%削減

³⁰市の事務事業における温室効果ガスの総排出量の把握、削減目標の設定、目標達成のための取組、公表の手順等を示す計画

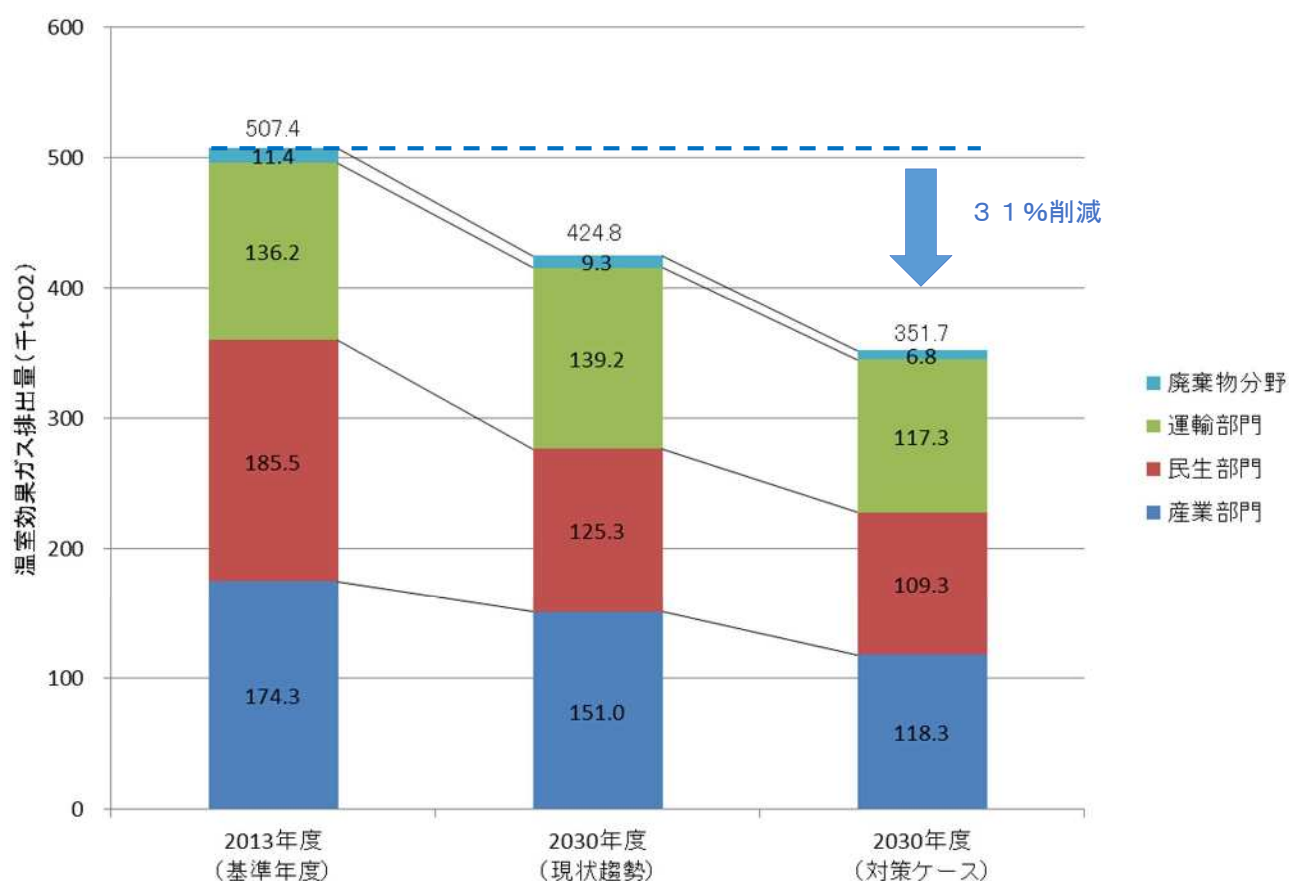
表 部門別二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標（全部門）

排出区分	二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（千 t-CO ₂ ）			増減率（％）※2
	2013年度 （基準年）	2030年度 （現状趨勢）	2030年度 （対策ケース）	2013年度比
産業部門※1	174.3	151.0	118.3	32.1％
民生部門※1	185.5	125.3	109.3	41.1％
運輸部門	136.2	139.2	117.3	13.9％
廃棄物部門	11.4	9.3	6.8	40.4％
合計	507.4	424.8	351.7	30.7％

※1 「再生可能エネルギーの普及を進める」の削減量は産業部門と民生部門に、それぞれ平成25（2013）年度の排出量の割合に応じて割り当てている。

※2 増減率には現状趨勢（排出量が今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合）で減少する削減量も含まれている。

※ 削減目標の考え方・算定方法は資料編に掲載する。



▲伊達市の二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標の検討結果



▲伊達市の水田

第 4 章 環境の保全・創造に向けた取組

第4章 環境の保全・創造に向けた取組

1 環境施策の体系

めざす将来環境像の実現に向けた環境の保全・創造に関する環境目標・基本方針・重点施策の体系は以下のとおりです。

【環境目標】	【基本方針】
【No.1 地球環境】 地域から地球環境の保全に 貢献するまち	【エネルギーの効率的な利用による省エネの推進】 【再エネの導入・普及促進】 【低炭素型まちづくりの推進】
【No.2 自然環境】 豊かな自然の中で 人々が共生できるまち	【水と緑豊かな自然環境の保全】 【森林環境の保全】 【生物多様性の確保】 【人と自然のふれあいの推進】
【No.3 生活環境】 誰もが健康で 安心して暮らせるまち	【良好な大気環境の維持・保全】 【良好な水・土壌環境の維持・保全】 【3Rと資源の有効活用の推進】 【ごみの適正処理の推進】 【身近な生活空間の保全・向上】
【No.4 快適環境】 ゆとりと潤いのある 快適に暮らせるまち	【快適な都市環境の創出】 【歴史・文化的環境の保全】 【まち美化に向けたマナーやモラルの向上】
【No.5 放射性物質により 影響を受けた環境】 放射性物質による汚染から の環境再生を実現するまち	【放射性物質による汚染などへの対応】
【No.6 環境保全に取り組 むための基盤づくり】 ともに学び、考え、行動する 環境にやさしいまち	【環境保全に向けた意識啓発・人材育成】 【環境保全活動の推進】

【重点施策】

- COOL CHOICE 等の環境活動による環境問題への意識向上
- 市内で発生する農業バイオマス資源の利活用促進
- 豊かな森林資源を活用したバイオマスエネルギーの利活用の促進
- 廃棄物の資源化・飼料化・堆肥化・バイオマス利用の推進
- エコカーの情報周知と利用環境の整備促進
- 公共交通の利用促進による自動車の走行距離の低減

- 遊休農地及び耕作放棄地の有効活用を通じた荒廃農地の発生防止
- 適切な管理・保全による健全な森林の保全及び整備の促進
- グリーンインフラとしての森林の保全・活用の促進
- 地域指定による生息空間の保全及び生息空間の連続性の確保
- 自然資源を活用したエコツーリズムの推進及び体制づくり
- ビオトープなど身近な自然とのふれあい機会の創出

- ごみの焼却や燃料の使用方法等の適正化による大気環境負荷の低減
- 河川の良い水質の維持に向けた環境負荷が小さい河川整備及び管理
- 県や関係機関と連携した土壌汚染防止法に基づく規制・指導
- 家庭における省資源、ごみの発生抑制・減量化の促進
- ゴミ出しルールの徹底及び相談対応体制の整備
- 工場や事業者への騒音・振動の規制、指導及び畜産農家に対する臭気防止対策の指導
- 生活騒音の防止に関する周囲への配慮行動の啓発

- 公共スペースの緑化及び公園の配置検討
- 文化財の保存及び文化財保護ボランティアの育成
- 不法投棄やポイ捨てによる散乱防止に関する意識啓発
- 市民との協働による環境美化活動への参加促進と活動支援

- 環境放射線モニタリング調査の継続と分かりやすい情報発信
- 放射線に対する不安の解消と健康管理を通じた安全・安心の確保
- 特産品のPRイベント等の開催を通じた風評被害の払しょく

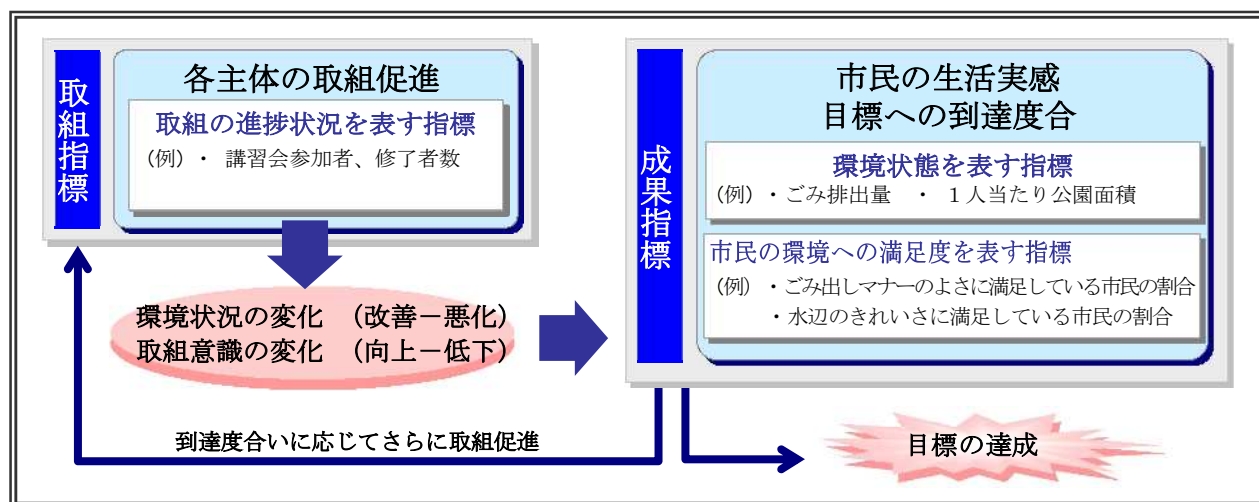
- 小中学校における環境教育・環境学習の推進
- 市民・事業者に対する環境学習内容及び機会の充実
- 地域の環境活動をけん引する指導者の養成
- 市民団体の活動支援及び団体同士の交流推進によるネットワーク化の促進

2 基本方針毎の掲載内容

次頁以降において基本方針ごとに環境の保全・創造に向けた現況と課題、市の取組を掲載します。市民・事業者の取り組むべき内容は、第6章に記載します。

また、計画策定後の進行管理において、取組が着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか等を継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定します。

【環境指標の考え方】



【基本方針】エネルギーの効率的な利用による省エネの推進

（１）現状と課題

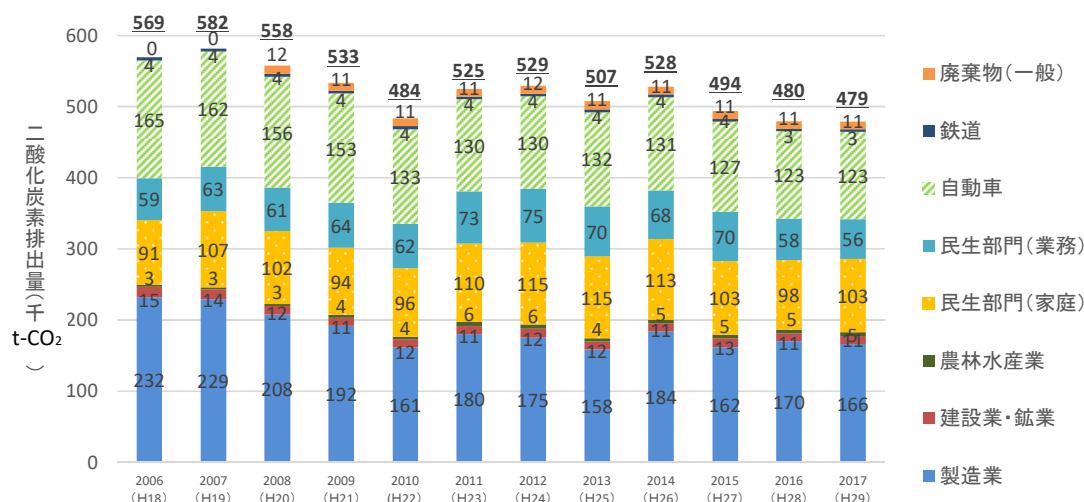
近年、世界中で観測されている異常気象により強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの災害が各地で発生し、結果多数の死者や農作物への甚大な被害が毎年のように報告されています。

本市の二酸化炭素排出量は、製造業が最も大きく、次いで自動車、民生部門（家庭）の順に排出割合を占めています。



▲市内の太陽光パネル

二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、民生部門（家庭）は前計画策定時（平成22（2010）年度）と比較して微増しています。民生部門（家庭）における排出量削減を促進するために、取組による効果や市民の利益関心に繋がる情報、先進的な設備の導入意義の周知、現行の補助制度の拡充などについて検討する必要があります。また、市民、事業者の模範となるように市役所の率先した取組も継続して実施するとともに、伊達市役所エコアクションプランに基づいて計画的に取組を推進します。



▲二酸化炭素(CO₂)排出量の推移

１）家庭における省エネ活動の促進

施策		実施担当課
①	身近なエネルギー使用状況の見える化による省エネの促進	
	生活の中で消費しているエネルギー使用状況を見える化するHEMS※ ³¹ (ホームマネジメントシステム)の導入を促進し、省エネの取組の定着に努めます。	生活環境課
②	☆COOL CHOICE※ ³² 等の環境活動による環境問題への意識向上	
	COOL CHOICE や環境月間等の環境活動を促進する取組を活用し、環境問題や環境活動に対する意欲の向上を図ります。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

³¹モニター画面への電力使用量の表示等により、家庭での省エネルギーを支援するシステム

³²脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択

２）事業活動における省エネ活動の促進

施策		実施担当課
①	環境マネジメントシステム ^{※33} を通じたエネルギー管理の促進	
	ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを始めとする環境保全活動について、情報提供、費用補助、講習会等を行います。	生活環境課
②	情報提供や補助制度の紹介等を通じた省エネ設備の普及促進	
	情報提供を通じた ESCO 事業 ^{※34} などの省エネ取組手法の普及や、省エネ設備導入に係る補助制度の紹介などを通じて、省エネ設備の普及促進を図ります。	生活環境課
③	運輸業へのグリーン経営認証の取得促進	
	トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。	生活環境課

３）市による省エネの取組推進

施策		実施担当課
①	カーボンオフセット ^{※35} の周知や実践による理解促進	
	カーボンオフセットに関して意義やねらいなどの周知活動や市主催の行事等での実践を通して理解を促し、カーボンオフセットによるサービスや商品提供に努めます。	生活環境課
②	公共施設への温室効果ガス排出抑制対策の推進	
	公共施設に LED 照明を導入するなど、市が率先して温室効果ガス排出抑制に取り組みます。	財政課 生活環境課
③	公共施設へのエネルギーマネジメント ^{※36} の導入及び省エネの推進	
	公共施設にエネルギーマネジメントシステムを構築することを目指します。最適なエネルギー利用、エネルギーの見える化などに取り組み、省エネルギーの促進と CO ₂ 排出量の削減に努めます。	生活環境課
④	学校におけるエネルギー高効率利用の推進	
	環境に配慮した学校施設のモデル的整備(エコスクール)を推進し、学校における環境マネジメントシステムの普及促進を図ります。	教育総務課 学校教育課

（３） 環境指標

評価項目	実 績 〔 2 0 1 9 年度 〕	目 標
		2 0 3 0 年度
市の事務事業に伴う CO ₂ 排出量	—	5,064.3 t-CO ₂
市域全体から排出される CO ₂ 排出量	約 479,200 t-CO ₂ 〔2017年度〕	351,700 t-CO ₂
公共施設における LED 照明導入箇所数	29 か所	40 か所

³³事業者が環境に関する目標を設定し、達成に向けて取り組む体制、手続き等の仕組み

³⁴建物の省エネサービスを提供し、削減した光熱水費から ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業

³⁵温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動への投資等により埋め合わせる考え方

³⁶エネルギーの見える化や診断などを通じて工場・ビル・住宅などで合理的なエネルギー利用を目指す活動

【基本方針】再エネの導入・普及促進

（１）現状と課題

人口増加と発展途上国の経済成長などにより、世界のエネルギー消費量は今後ますます増加すると見込まれている一方、石油、石炭などのエネルギー資源には限りがあり、世界規模でエネルギーの需給関係がひっ迫すると予想されています。

また、本市にも大きな被害を与えた平成２３（２０１１）年３月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらし、大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如を浮き彫りにしました。

上記の問題を解決するために、エネルギー供給のリスク分散や二酸化炭素排出量の削減を図れる、再生可能エネルギー、コージェネレーション※³⁷等の活用が注目されています。福島県では、再生可能エネルギー推進ビジョンや再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランなどの計画を定めています。

本市では平成２３（２０１１）年２月に策定した伊達市地域新エネルギービジョンに基づき積極的なエネルギー対策の推進を目指しています。また、太陽光発電設備や蓄電池設備の設置等に助成金を支給し、太陽光発電の導入促進を行ってきました。

今後は周辺環境との調和のとれた太陽光発電の導入を検討するとともに、小水力、風力、潜在的な利用可能量が大きいと考えられるバイオマス等の再生可能エネルギーの導入についても取り組み、安心安全で持続的に発展可能な社会を目指します。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）再生可能エネルギー等の普及促進

施策		実施担当課
①	再生可能エネルギー等の導入・活用によるエネルギーの地産地消の推進	
	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進などを柱とした、循環型まちづくり及び低炭素型まちづくりの推進を図ります。また、地域による取組が可能な未利用エネルギーなどの活用のための調査・研究を推進し、エネルギーの地産地消や住民参画を中長期的な視点で計画的に促進を図ります。	生活環境課
②	家庭や事業者に対する再生可能エネルギー及び蓄電池の普及促進	
	家庭や事業者に対して、補助制度の活用などを通じた太陽光発電、太陽熱利用、バイオマスを利用した発電やボイラーなどの再生可能エネルギーや、蓄電池の普及促進に努めます。	生活環境課
③	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	
	地域の防災拠点施設としての機能を強化するため、公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備導入を推進します。	生活環境課

³⁷発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム

２）地域資源を活用した再エネ導入の推進

施策		実施担当課
①	☆市内で発生する農業バイオマス資源の利活用促進	
	市内の農業活動から発生する果樹剪定枝や稲わら、籾殻などの農業バイオマス資源について有効活用を促進します。	生活環境課 農政課
②	☆豊かな森林資源を活用したバイオマスエネルギー ^{※38} の利活用の促進	
	ペレットストーブ ^{※39} や薪ストーブ、ペレットボイラー ^{※40} の導入促進や間伐材を利用した製品の購入促進を目指し、間伐材や間伐材を利用したペレットや薪の生産供給体制の整備に努めます。	生活環境課 農林整備課
③	☆廃棄物の資源化・飼料化・堆肥化・バイオマス利用の推進	
	伊達地方衛生処理組合に持ち込まれる事業系ごみについて、分別や減量化に努めるとともに資源化を推進します。また、学校給食や飲食業などの残さは、飼料化や堆肥化、バイオマス利用を検討し、有効活用に努めます。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

（３）環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
公共施設における再生可能エネルギー導入箇所数	1 2 箇所	1 5 箇所

³⁸木材や生ゴミ、動物の糞などのバイオマス資源からつくられたエネルギー

³⁹燃料に木質ペレット（間伐材や林地残材などの低質材を粉砕・圧縮した固形燃料）を使用する暖房機器

⁴⁰燃料に木質ペレット（間伐材や林地残材などの低質材を粉砕・圧縮した固形燃料）を使用するボイラー

【基本方針】低炭素型まちづくりの推進

（１）現状と課題

都市構造は二酸化炭素排出量に大きく影響することが確認されています。

市街地が拡散した都市では移動距離の長距離化や自動車依存度の上昇、道路混雑の悪化などにより、運輸部門の排出量が増大する傾向にあり、本市においても、二酸化炭素排出量の排出を抑える低炭素型まちづくりを進める必要があります。また、デマンド交通の更なる活用などにより交通空白地域における自家用自動車に依存した生活様式の改善を図ると同時に、電気自動車・ハイブリット車等の環境負荷低減に寄与する自動車や自転車の利用促進、エコドライブの推進等を図ることで、地球温暖化対策にも寄与する施策が必要です。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）建築物のエネルギー利用

施策		実施担当課
① 建築物の省エネ化や再生可能エネルギーの導入促進		
ZEH ^{※41} （ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB ^{※42} （ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）、BEMS ^{※43} （ビル・エネルギー・マネジメント・システム）について普及することで、建築物の省エネ化や再生可能エネルギーの導入を促進します。		生活環境課

２）環境負荷の少ない自動車利用の促進

施策		実施担当課
① 温室効果ガス排出量の低減に向けたエコドライブの促進		
環境負荷の少ない運転の実践を誓うエコドライブ宣言の普及促進や、エコドライブ講習会の開催を通じて環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。		生活環境課
② ☆エコカーの情報周知と利用環境の整備促進		
電気自動車や燃料電池車などのエコカーに関する情報を周知するとともに、充電、補給インフラなどを始めとする電気自動車や燃料電池車などの利用環境の整備促進を図り、エコカーの普及拡大に努めます。		生活環境課
③ 公用車へのエコカー導入及び使用状況の公表による理解促進		
市が率先して公用車へエコカーを導入し、使用状況を公表することで、市民に対するエコカーへの理解及び利用を促します。		財政課 生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁴¹外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入による大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することでエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

⁴²快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

⁴³建物において、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのエネルギー管理システム

3) 自動車利用の抑制

施策		実施担当課
①	デマンド交通による移動環境の改善	
	デマンド交通の利用を促進することにより公共交通空白や不便地域を解消するとともに、マイカー利用による温室効果ガス排出量の低減を図ります。	総合政策課
②	☆公共交通の利用促進による自動車の走行距離の低減	
	鉄道をはじめとする公共交通機関の利便性向上を関係機関へ要請し利用促進を図ります。また、誰もが利用しやすい公共交通機関の環境整備にむけて、駅などの交通結節点におけるバリアフリー化などユニバーサルデザイン ^{※44} の促進を関係機関に働きかけます。	総合政策課
③	自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の普及促進	
	マイカーを利用せず自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の取組を推奨し促進します。市役所においてエコ通勤や公共交通(阿武隈急行)の積極的な利用を率先して実行し、見本を示すとともに、市民のエコ通勤の普及促進に努めます。	生活環境課 人事課
④	パーク＆ライド ^{※45} の促進による自動車の走行距離の低減	
	鉄道駅周辺における駐車場の整備など、自動車から公共交通機関への乗継を行うパーク＆ライドを促進します。	総合政策課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

4) 吸収源対策

施策		実施担当課
①	適切な管理・保全による健全な森林の保全及び整備の促進	
	森林環境税や補助金などを活用して、森林整備等を推進するとともに、林業生産基盤の計画的な整備を推進します。また、森林整備と地域経済を活性化し、森林再生を推進します。	農林整備課

(3) 環境指標

評価項目	実 績 [2019年度]	目 標
		2030年度
公用車へのエコカー導入台数 (累計)	6 台	12 台
公共交通機関の年間利用者数	1,863,489 人	1,806,000 人
エコカー・環境に優しい交通 に関する情報提供実施回数	—	12 件

⁴⁴すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする考え方

⁴⁵ターミナルまで自動車を利用し、そこから公共交通機関により目的地へ向かうシステム

No.2 自然環境 ～豊かな自然の中で人々が共生できるまち～

【基本方針】水と緑豊かな自然環境の保全

（１）現状と課題

ここでは、私達の生活に身近な自然として、農地や河川・水辺、そしてそれらを活かした自然景観などを対象としています。

（自然景観）

本市は、霊山をはじめ、豊かな自然や美しい景観、眺望に優れ、郷土の原風景である田園景観、阿武隈高地に抱かれた里山や山村風景など、大切に守られ、育まれてきた魅力的な地域資源が多くみられます。主な自然景観としては、南東に名峰霊山を最高峰とした阿武隈山系の緩やかな稜線が広がり、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる盆地景観が特徴的です。また、霊山県立自然公園をはじめとする森林公園や茶臼山自然環境保全地域、御幸山緑地環境保全地域、石田ブヨメキ自然環境保全地域、さらに阿武隈川や広瀬川など、水と緑に恵まれた良好な自然環境を有しています。

（河川・水辺）

市内の主要河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しています。

令和元（2019）年10月12日に日本に上陸した令和元年東日本台風においては、阿武隈川をはじめとする7河川において河川越水が起き、全壊178件、半壊469件に上るなど、大きな被害を受けました。地球温暖化の影響で増加していると考えられている大雨や、台風等の気象災害による河川氾濫や土砂災害等が懸念されています。自然の恵みを楽しむと同時に、自然環境の安全管理を確実に行う必要があります。



▲広瀬川

（農地）

本市の農業は各地域において、それぞれ特色ある農産物の生産振興が図られています。阿武隈川流域に広がる肥沃な平地では、県内有数の生産量を誇る桃やきゅうりを始めとする果樹・野菜を中心とした園芸作物に稲作を加えた農産物が生産されています。

しかし、農家人口の減少や農業従事者の高齢化による耕地面積の減少、耕作放棄地の増加により、農地の自然性の低下などが懸念されています。

農林業従事者の育成やボランティアの活用など担い手確保を通じた農林業振興を進めるとともに、環境保全型農業を推進するなど、森林や農地を適切に維持管理し、里地里山の二次的環境を保全することが重要です。



▲市内で栽培されている桃

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取組

1) 自然景観の保全

施策		実施担当課
①	開発行為の規制や適切な管理を通じた良好な自然景観の保全	
	風致地区、自然公園、緑地環境保全地域などの地域指定による開発行為などの適正な規制や誘導を関係機関へ働きかけます。	都市整備課
②	太陽光発電の周囲景観との調和の促進	
	太陽光発電を新たに設置する市民や事業者に対し、国が公表する太陽光発電の環境配慮ガイドラインなどを参照し、景観を損ねないような設置方法について周知します。	生活環境課

2) 水辺空間の保全

施策		実施担当課
①	自然と調和し親水性が高い水辺空間形成及び再生の推進	
	市民に身近な親水空間の整備を推進するとともに、関係機関と連携し、水質浄化作用のある自然植生の保全や生態系や景観などに配慮した多自然川づくりを推進します。	農林整備課

3) 農地の適切な活用・保全

施策		実施担当課
①	環境保全型農業の推進による環境負荷の小さい農業の促進	
	関係機関と連携し有機栽培や、減農薬栽培の促進、農薬使用時の注意などについて周知するとともに、エコファーマーの育成、認定促進に努めます。 また、GAP(農業生産工程管理)の取組を推進し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する技術の普及等により環境保全に効果の高い営農活動を支援します。	農政課
②	市内で発生する農業バイオマス資源の利活用促進【再掲】	
	市内の農業活動から発生する果樹剪定枝や稲わら、籾殻などの農業バイオマス資源について有効活用を促進します。	生活環境課 農政課
③	食育を通じた地場農産物の地産地消の推進	
	学校給食を通じて地場産農作物を提供するなど、食育を通じて農業振興を図るとともに、フードマイレージ※ ⁴⁶ に対する理解促進を図ります。	教育総務課 農政課
④	☆遊休農地及び耕作放棄地の有効活用を通じた荒廃農地の発生防止	
	関係機関と連携して農地パトロールを実施し遊休農地を把握するとともに、遊休農地を有効に利用するために景観形成作物の作付けや地域産品開発など、遊休農地の有効活用を促進します。	農政課 農業委員会

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

(3) 環境指標

評価項目	実績 [2019年度]	目標
		2030年度
GAP 認証※ ⁴⁷ 件数	9 件	20 件
遊休農地の面積	1,507 ha	470 ha

⁴⁶食べ物が運ばれてくる距離で、輸送に伴う CO₂ 排出量を図る目安

⁴⁷ 農業における（食品安全、環境保全、労働安全等の）持続可能性を確保するための生産工程管理の取組

【基本方針】森林環境の保全

（１）現状と課題

本市の土地の５０％を森林が占めています。健全な森林の育成を図るためには、植栽や間伐等の整備が重要ですが、本市においては林業従事者の減少や高齢化により、山林の維持・保全が困難な状況が懸念されます。

市では、森林・林業の再生と低炭素社会の実現、併せて東日本大震災からの復興に資することを目的として、「伊達市公共建築物等木材利用推進方針」を定め、可能な限り市内又は福島県内で素材生産された木材の使用に努めることを規定しています。

林業体験や森林環境学習、森林セラピー等を通じて、森林の公益的機能の理解促進とその維持・向上を図ることで、生物の生息地や自然景観の保全を推進することが重要です。



▲伊達市の里山の様子

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）森林の保全・整備

施策		実施担当課
①	森林の公益的機能の理解促進及び活用を通じた保全・整備	
	森林環境学習を通じて、森林の公益的機能の理解促進に努めていきます。また、既存の里山を活用した「健康の森」づくりを推進し、里山の保全に努めます。	農林整備課 総合支所
②	☆適切な管理・保全による健全な森林の保全及び整備の促進【再掲】	
	森林環境税や補助金などを活用して、森林整備等を推進するとともに、林業生産基盤の計画的な整備を推進します。また、森林整備と地域経済を活性化し、森林再生を推進します。	農林整備課
③	☆グリーンインフラとしての森林の保全・活用の促進	
	自然環境が有する多様な機能を利用するグリーンインフラ（森林の保全や田んぼダム）を活用した気象災害対策について、関係機関に普及促進します。	農林整備課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

２）木材資源の利活用

施策		実施担当課
①	地場産材を活用した木材加工品の利用促進	
	公共事業での地場産材の率先利用や、情報提供、ふるさと納税返礼品への地元木材加工品の掲載など、地場産材の利用促進に努めます。	農林整備課 商工観光課
②	☆豊かな森林資源を活用したバイオマスのエネルギーの利活用の促進【再掲】	
	ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラーの導入促進や間伐材を利用した製品の購入促進を目指し、間伐材や間伐材を利用したペレットや薪の生産供給体制の整備に努めます。	農林整備課 生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

(3) 環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
間伐面積	1 2 ha	2 0 0 ha
保安林面積	2, 2 0 6 ha	2, 4 0 0 ha
森林整備面積	3 0 ha	2 0 0 ha
森林環境学習実施校の数	9 校	1 1 校

【基本方針】生物多様性の確保

（１）現状と課題

平成２４（２０１２）年９月に生物多様性国家戦略２０１２－２０２０が国において策定され「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性が示されています。各自治体においては生物多様性基本法に基づき、生物多様性地域戦略の策定が推奨されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用には、地域の特性に応じて戦略を策定することが必要だと考えられています。



▲モリアオガエル

豊かな自然の中で様々な希少野生動物・希少野生植物が生息している本市においても、自然や生態系に配慮した施設整備や自然景観と調和するまちづくりの推進を目指していますが、市民・事業所アンケート調査では、身の回りの環境の満足度として「健全な生態系の維持、生物多様性の確保」について３割以上の市民が不満に感じています。

県では、平成２９（２０１７）年に第１２次鳥獣保護管理事業計画^{※48}を策定したほか、第二種特定鳥獣管理計画^{※49}を策定し、関係機関・団体の連携により、様々な鳥獣生息調査による野生鳥獣の生息状況の動向を把握しながら、総合的な鳥獣の管理を実施することを定めています。

生態系ネットワークの形成や外来種に関する適正な情報発信などを通じて、生物多様性の保全に向けた取組が必要です。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）生物の生息・生育環境の保全

施策		実施担当課
①	☆地域指定による生息空間の保全及び生息空間の連続性の確保	
	鳥獣保護区や自然環境保全地域などの適切な地域指定を推進し、生物の生息環境の保全に努めます。また、関係機関と連携し、市街地の緑化や多自然川づくりを通じて、水と緑のネットワークの充実を図ります。	生活環境課 農政課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁴⁸環境大臣が定める鳥獣保護管理事業計画を実施するための基本指針

⁴⁹野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として都道府県知事が策定した計画

２）野生動植物の適正な保護・管理

施策		実施担当課
①	野生生物の生息・生育状況の実態把握及び公表	
	市民の協力(目撃情報の提供など)を得るなどしながら、関係機関と連携を図り、野生生物の生息・生育状況などの実態を把握し公表します。	生活環境課
②	外来種の防除の推進及び有害鳥獣対策の実施	
	外来種に関する適正な情報や持ち込みの禁止について、周知や啓発に努めます。また、イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、ニホンジカ及びカラスなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に努めます。	生活環境課 農政課

（３）環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
鳥獣保護区の指定数	6 箇所	6 箇所
鳥獣保護区の面積	1,745 ha	1,745 ha
鳥獣による農林業等被害金額	247 万円	120 万円

自然環境

【基本方針】人と自然のふれあいの推進

(1) 現状と課題

本市には、生活・歴史・文化の源となっている阿武隈川やそこに注ぐ中小河川、霊山などの貴重な自然が数多く残されています。そしてそれらの自然資源を活用した自然公園や、体験施設など、様々な形で自然とのふれあいの場や機会が整備されています。

今後、さらに自然とふれあうことのできる場や機会の整備・充実を通じて、自然保護意識の高揚や自然と共生する上でのマナー向上などに努めていくことが必要です。

また、農業体験や農家民泊などのエコツーリズムや、観光資源として景観形成作物の作付けなどを通じて、市民・事業所との協働や都市地域との交流により、農地里山の保全・活用の活動を促進していくことが求められます。



▲霊山こどもの村コテージ



▲木工体験の作品



▲やながわ希望の森公園

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取組

1) 自然とのふれあいの場づくり

施策		実施担当課
①	自然体験型施設や交流施設の整備を通じた環境学習拠点の形成	
	霊山こどもの村、霊山湧水の里、布川せせらぎの里、つきだて交流館もりもり等の既存の交流施設については、自然体験型施設の整備、学習機能の充実を図り、環境学習拠点としての形成、活用を図ります。	生活環境課 総合支所

2) 自然とのふれあいの機会づくり

施策		実施担当課
①	☆自然資源を活用したエコツーリズムの推進及び体制づくり	
	霊山、愛宕山などの本市の自然資源を活用したエコツーリズムを促進するとともに、農林業と体験型観光との連携体制づくりを図ります。さらに、市民団体によるイベントに対し、告知や施設提供、人材提供など開催支援を実施します。	生活環境課 商工観光課
②	☆ビオトープ※ ⁵⁰ など身近な自然とのふれあい機会の創出	
	ビオトープの整備、市内キャンプ場における宿泊学習を開催するなど、市内の子ども達に対し身近な自然とのふれあいの機会を提供します。	生活環境課 商工観光課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁵⁰本来その地域に住むさまざまな野生生物が生息できるようにした空間

(3) 環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
エコツーリズムによる交流者数	—	9,000人
自然体験型施設利用者数	145,451人	150,000人

【基本方針】良好な大気環境の維持・保全

（１）現状と課題

ここでは、私達の生活で身近な問題である大気汚染や悪臭を対象としています。

（大気汚染）

大気汚染は、私達が社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場などが生産活動を行う際に大気汚染物質が排出される場合と物流や人流など自動車の使用によって大気汚染物質が排出される場合があります。

本市における大気環境の現状は、すべての項目において全国平均より良好な結果となりました。光化学オキシダントは光化学スモッグの主成分であり、自動車の排ガスや工場の排煙に含まれる窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）といった大気汚染物質が、太陽の紫外線に当たり光化学反応を起こすことにより発生します。光化学オキシダントの濃度が高くなると、目や喉の痛みなど人体に悪影響を与えます。

現在取り組まれている啓発や指導の取組を継続し良好な状態を維持しつつ、大気環境をさらに良くするため、光化学オキシダントについてモニタリングや注意喚起の継続が求められます。

（悪臭）

悪臭は、人が感じる嫌なにおい、不快なにおいの総称です。最近の悪臭苦情の全国的な傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、飲食店などサービス業からのいわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が増加しており、悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められています。

本市では、悪臭防止法に基づく規制地域に対して県と協働して指導を行っています。今後も継続してモニタリング及び注意喚起、指導を行っていきます。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）大気環境負荷の低減

施策		実施担当課
①	☆ごみの焼却や燃料の使用方法等の適正化による大気環境負荷の低減	
	大気環境負荷の抑制を図るため、法律に基づく家庭ごみの適正な処理方法や工場や事業所の適正な燃料使用、剪定枝や農業用ビニールなどの適正処理について指導や啓発に努めます。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

２）オゾン層問題への適切な対応

施策		実施担当課
①	オゾン層保護に向けた特定フロン ^{※51} の回収・処理	
	オゾン層の保護のため、法に基づき特定フロンを速やかに回収・処理するとともに、情報の収集・発信に努めます。	生活環境課

⁵¹オゾン層破壊や地球温暖化に影響を与えることから製造、輸入が制限されているフロン

3) 酸性雨対策の推進

施策		実施担当課
①	酸性雨の発生状況の監視及び収集した情報の提供	
	化石燃料の燃焼等で放出されるガスが化学反応を起こし雨に溶け込むことで発生する酸性雨に関して、発生状況などを監視し県内の測定結果の把握・情報提供に努めます。	生活環境課

4) 自動車からの大気環境負荷の低減

施策		実施担当課
①	大気環境保全にむけたエコドライブの促進	
	環境負荷の少ない運転の実践を誓うエコドライブ宣言の普及促進や、エコドライブ講習会の開催を通じて環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。	生活環境課

5) 大気汚染情報の周知

施策		実施担当課
①	一般環境大気測定局における大気環境の監視	
	県内の一般環境大気測定局で常時監視されている微小粒子状物質 PM2.5濃度などの大気汚染物質の状況を注視し、注意喚起の情報提供がなされた場合は、速やかに市民や関係機関に周知します。	生活環境課

(3) 環境指標

評価項目	実績 [2019年度]	目標
		2030年度
二酸化窒素環境基準適合状況	0.006 ppm	0.006 ppm
浮遊粒子状物質環境基準適合状況	0.011 mg/m ³	0.011 mg/m ³

【基本方針】良好な水・土壌環境の維持・保全

（１）現状と課題

ここでは、日常の生活や事業活動と関わりが深い、水と土壌の環境を対象としています。

（水環境）

本市を流れる河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しています。

市内では大正橋において阿武隈川の水質調査が行われており、令和元（２０１９）年度は小国川がわずかに、古川が大幅に水質基準を未達となっています。また、東根川については水質が悪い傾向にあります。一方で、長年、水質環境基準を満たしていなかった広瀬川については、浄化槽の設置促進等の取組により水質が改善され、近年は基準を満たしていますが、今後も継続して取組を行う必要があります。

令和元（２０１９）年度の下水道処理人口普及率は３７.３％で、農業集落排水施設と合併処理浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は６５.１％となっており、平成２０（２００８）年度の４９.８％から大幅に改善しています。引き続き、生活排水の流入防止策の検討や市民の水質浄化に対する意識啓発など、水質改善に取り組むことが求められます。

（土壌環境）

土壌汚染は、人の活動に伴って排出された有害な物質が土に蓄積された状態を指します。土壌汚染の原因となる有害物質は、水中や大気中と比べて移動しにくく、長期間残留しやすいため、一度土が汚染されると長期にわたり人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があります。

近年は市街地の土壌汚染について、工場跡地の再開発や売却の際、あるいは環境管理の一環として自主的に汚染状況の調査を行う事業が増えています。また、国によって令和元（２０１９）年現在、カドミウムや有機塩素系化合物など２９項目について土壌の汚染に係る環境基準が設定されており、土壌汚染により人の健康への影響を防ぐ対策が行われています。

本市では、現在のところ、土壌汚染に関する苦情は確認されていませんが、引き続き、工場・事業所に対する規制・指導や、農薬使用の適正化を図ります。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取組

1) 排水処理対策の推進

施策		実施担当課
①	公共下水道の整備等を通じた排水処理対策の推進	
	認可区域における公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道認可区域外、農業集落排水事業整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置費助成などを通じて生活排水の適切な処理を推進します。	下水道課
②	家庭や事業所に対する啓発を通じた適切な排水処理の促進	
	家庭における適切な生活排水処理について指導・啓発を徹底します。また、事業活動における未処理排水及び化学物質などの漏洩を防止に向けて、適切な設備の設置や作業方法などについて指導します。	生活環境課

2) 河川の水質浄化対策の推進

施策		実施担当課
①	広瀬川流域における合併処理浄化槽の設置促進や排水マナーの啓発	
	広瀬川は、水質汚濁防止法に基づき、広瀬川流域生活排水対策重点地域に指定されており、下水道区域内の未接続世帯に対する接続促進及び区域外の流域世帯に対して、合併処理浄化槽設置の促進や生活排水マナーの啓発に努めます。	下水道課
②	☆河川の良い水質の維持に向けた環境負荷が小さい河川整備及び管理	
	関係機関と連携し、河川や池沼などにおいて、水質浄化作用のある自然植生の保全に努めながら、多自然川づくり・管理を推進します。	農林整備課 生活環境課
③	市内主要河川の水質調査と調査結果の公表	
	県が指定する生活排水対策重点地点である広瀬川をはじめ、市内主要河川について、民間団体と協力するなどしながら、定期的に放射性物質を含めた水質調査を実施し、結果を公表します。	生活環境課 総合支所

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

3) 水資源の有効活用

施策		実施担当課
①	水資源に関する意識の啓発と適正利用の促進	
	広報紙やパンフレットなどを通じて、市民や事業者への雨水利用の意識の啓発に努めるとともに、公共施設において雨水貯留施設や節水に繋がる設備の率先導入に努めます。また、家庭や事業者に対して雨水タンクの設置を促進し、井戸水の適正利用を促します。	水道課 生活環境課

4) 土壤環境の保全

施策		実施担当課
①	☆県や関係機関と連携した土壤汚染防止法に基づく規制・指導	
	県や関係機関と連携し、工場・事業所に対して土壤汚染防止法に基づく規制を推進します。また、必要に応じて適切な措置等の指導を実施します。	生活環境課
②	環境保全型農業の推進による環境負荷の小さい農業の促進【再掲】	
	関係機関と連携し有機栽培や、減農薬栽培の促進、農薬使用時の注意などについて周知するとともに、エコファーマーの育成、認定促進に努めます。また、GAP(農業生産工程管理)の取組を推進し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する技術の普及等により環境保全に効果の高い営農活動を支援します。	農政課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

(3) 環境指標

評価項目	実績 [2019年度]	目標
		2030年度
小国川の水質基準 (BOD 75%水質値)	1.6 mg/ℓ	1.5 mg/ℓ
広瀬川の水質基準 (BOD 75%水質値)	1.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
古川の水質基準 (BOD 値)	1.5 mg/ℓ	7 mg/ℓ
汚水処理人口普及率 (汚水処理施設整備人口 ／市人口)	65.1%	73.2%
公共下水道接続率 (公共下水道接続人口 ／公共下水道整備区域内人口)	70.3%	75.8%
農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口／ 農業集落排水整備区域内人口)	99%	99.5%
合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口／ 市人口)	25.2%	35%
合併処理浄化槽設置済基数 (補助金交付対象)	109基	140基
合併処理浄化槽設置済基数 (補助金交付対象) 累計	3,058基	4,500基

【基本方針】3R^{※52}と資源の有効活用の推進

（１）現状と課題

本市から排出される一般廃棄物は、伊達地方衛生処理組合において処理しています。

ごみは7分別で回収され、資源化・有効利用の一環として、各家庭での生ごみ処理容器による堆肥化や、紙類、びん・金属類の集団回収が実施されています。さらに、可燃ごみに含まれる生ごみについて、食品ロス削減を促進するための啓発活動を行っています。

本市のごみ排出量は平成25（2013）年度以降は概ね減少傾向にありますが、平成29

（2017）年度における1人1日あたりのごみ排出量、リサイクル率は、両数値ともに県平均よりも悪い値となりました。

ごみの減少、リサイクル率の向上、ごみ出しのマナー改善を促進するために、市民の意識を改善し、取組を促すような施策を検討する必要があります。



▲ごみ拾いの様子

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）ごみの減量化の推進

施策		実施担当課
① ☆家庭における省資源、ごみの発生抑制・減量化の促進		
	「もったいない運動」や「ごみダイエット宣言」、マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用促進などを通じて家庭における省資源、ごみの発生抑制・減量化に向けた取組を促進します。	生活環境課
② ☆廃棄物の資源化・飼料化・堆肥化・バイオマス利用の推進【再掲】		
	伊達地方衛生処理組合に持ち込まれる事業系ごみについて、分別や減量化に努めるとともに資源化を推進します。また、学校給食や飲食業などの残さは、飼料化や堆肥化、バイオマス利用を検討し、有効活用に努めます。	生活環境課
③ 生ごみ発生抑制と食品ロスへの対策推進		
	「食べきり」「使いきり」「水きり」の取組を市民に周知し、生ごみの発生抑制を促進するとともに、食品ロスへの対策を推進します。	生活環境課
④ プラスチックごみの排出抑制・適正利用の促進		
	使い捨てプラスチックの使用低減やリサイクルに向けた分別、ポイ捨て防止など、プラスチックごみ対策に努めます。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁵²リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の総称

２）再使用・再生利用の促進

施策		実施担当課
①	分別徹底の周知及び新たな資源物指定品目の検討	
	プラスチック製品や紙類などの資源物指定品目の分別徹底を周知するとともに、リサイクル推進のため、新たな資源物指定品目の検討を行います。	生活環境課
②	リサイクル施設の整備及び小型家電の分別回収の検討	
	リサイクル施設、ストックヤード、市民のリサイクル活動の拠点になる施設を整備し、リサイクルを促進します。	生活環境課
③	関係機関と連携した事業系ごみの再使用・再生利用の促進	
	情報提供などを通じて、廃棄物などを利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度 ^{※53} 」の認定を促進します。	生活環境課
④	市内企業に対するデポジット制度 ^{※54} の導入促進	
	使用した製品や容器の回収を促進するデポジット制度の導入を、先進的に取り組む自治体の事例を踏まえながら、市内の企業などに対して促進します。	生活環境課

（３） 環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
ごみ総排出量	2 4 , 3 3 0 t	2 0 , 0 0 0 t
1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	1 , 0 9 6 g	8 7 1 g
リサイクル率	1 1 . 6 %	2 0 . 0 %

⁵³廃棄物等を利用して製造された優良な製品（リサイクル製品）を県が認定、利用を推進する制度

⁵⁴製品の価格に預かり金を上乗せして販売し、返却時に預かり金が返却される制度

【基本方針】ごみの適正処理の推進

（１）現状と課題

本市では、町内会による側溝清掃や落ち葉拾い、福島県の「河川愛護デー」に併せて市内河川沿線の一斉清掃『クリーンアップ作戦』を実施するなど、まちの美化に向けた取組を行っていますが、令和元（２０１９）年度に実施した市民・事業所アンケート調査の結果では、身の回りの環境のことや市の取組の満足度について３割以上の市民が「ゴミ出し（分別排出等）のマナー」に不満に感じており、さらに８割以上の市民が重要な取組であると認識しています。

市民への正しい廃棄物の処理方法の周知や不法投棄監視員による監視活動や啓発活動を推進する必要があります。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）家庭における適正処理の促進

施策		実施担当課
①	☆ゴミ出しルールの徹底及び相談対応体制の整備	
	正しいゴミ出しルールの周知徹底のため、家庭用ゴミ収集カレンダーを各世帯へ配布するほか、ゴミ袋記名出し制度を継続します。また、ゴミの分別方法等に関する相談などに対し、迅速に対応できる体制の整備に努めます。	生活環境課
②	家電の買い替え・廃棄時の処理方法の周知・啓発	
	家電リサイクル法に基づき、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機などの買い替え・廃棄時における処理方法について周知・啓発に努めます。	生活環境課
③	高齢者や身体障害者に対するゴミ運搬支援	
	地域の社会資源の確保やインフォーマルサービス※ ⁵⁵ の創出を通じ、集積所までゴミを持ち運ぶことが困難な高齢者や身体障害者に対する支援策を実施します。	高齢福祉課 社会福祉課 生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

２）事業者に対する適正処理の徹底

施策		実施担当課
①	違法な不用品回収業の取り締まりと適正な運搬処理の推進	
	一般廃棄物収集運搬許可のない違法な不用品回収などの防止に取り組み、廃棄物の適正な収集運搬・処理に努めます。	生活環境課

（３）環境指標

評価項目	実績 [２０１９年度]	目標
		２０３０年度
ごみの分別方法等に関する苦情相談数	—	０件

⁵⁵近隣や地域社会、ボランティアなどが行う公的機関のサービスを用いない援助

【基本方針】身近な生活空間の保全・向上

（１）現状と課題

ここでは、生活空間における騒音・振動及び化学物質を対象としています。

（騒音・振動）

工場や事業場の騒音、建設作業騒音、深夜営業などの営業騒音、家庭生活から発生する騒音、自動車や鉄道などの交通騒音、商業宣伝の拡声器騒音など様々な種類の騒音が存在しています。

本市の伊達地域は騒音規制法、振動規制法に基づく指定地域と県条例に基づく深夜騒音規制地域に指定されており、良好な住環境を保全するために、区分ごとの規制基準が定められています。

引続き騒音、振動対策を推進するとともに、近隣公害の未然防止のため指導、啓発に努める必要があります。

（化学物質）

様々な産業活動や日常生活において利用される化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

有害性の高いダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法^{*56}」に基づき環境基準が設定され、汚染状況の継続的な把握調査と報告などが行われています。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律^{*57}」（PRTR法）の制定により、多様化する化学物質の環境中への排出量などの動向を把握するための仕組みも構築されています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設である伊達地方衛生処理組合ごみ焼却炉では、毎年自主測定を行っています。排出ガス及び焼却灰等は、それぞれ基準値を大幅に下回っています。

県による市内の河川や土壌、地下水等におけるダイオキシン類の実態調査において過去10年間は、いずれも環境基準を超過するダイオキシン類は検出されていません。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）騒音・振動・悪臭防止対策の推進

施策		実施担当課
①	☆工場や事業者への騒音・振動の規制及び指導	
	関係機関と連携し工場や事業場における騒音・振動の規制、指導に努めます。	生活環境課
②	畜産農家に対する臭気防止対策の指導	
	畜産農家に対し、助成制度の情報提供などを行いつつ、ふん尿処理施設の整備、悪臭防止対策などの指導に努めます。	生活環境課 農政課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁵⁶国民の健康の保護を図ることを目的にダイオキシン類に関する基準や規制を定めた法律

⁵⁷事業者による化学物質管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律

2) 近隣公害の未然防止

施策		実施担当課
①	☆生活騒音の防止に関する周囲への配慮行動の啓発	
	ペットの無駄吠えや楽器、カラオケなどの近隣生活騒音の防止に関して、お互いに周囲へ思いやりをもった配慮行動の啓発に努めます。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

(3) 環境指標

評価項目	実 績 [2019年度]	目 標
		2030年度
公害苦情件数	15件	0件
公害苦情件数のうち悪臭に関する件数	9件	0件
公害苦情件数のうち騒音・振動に関する件数	4件	0件

【基本方針】快適な都市環境の創出

（１）現状と課題

公園や緑地は生活へ潤いや安らぎを与える効果の他、健康活動やコミュニティ醸成の場としての機能、防災・減災機能、環境保全機能、観光資源の価値向上を通じた経済・活力の維持向上など、近年の社会課題に対して課題解決の可能性が期待されています。

本市の都市公園としては、街区公園１０箇所と総合公園１箇所の計１１箇所が整備されています。この内、保原総合公園については、令和４（２０２２）年度の供用開始を目指し拡張整備事業（約６ha）を平成２９（２



▲保原総合公園

０１７）年度に着手しています。また、一人当たり公園面積は、人口減少の影響を受け、平成２０（２００８）年度と比較して平成２９（２０１７）年度の方が広がっています。

都市公園と併せて、全体的に防災機能を持つ公園施設や身近な公園が不足している状況であり、市街地周辺や中山間地域など身近な公園等が不足している地域においては、公園の配置について検討する必要があります。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）良好な住環境及び街並みの保全・創出

施策		実施担当課
①	農地・自然と調和した計画的な土地利用の推進	
	伊達市都市計画マスタープラン※ ⁵⁸ に基づき、農地・自然と調和した計画的な土地利用を推進します。	都市整備課 農政課
②	歴史的建造物との調和や田園・里山風景等の伊達市らしい景観の保全	
	伊達市らしさの残る歴史的建造物などと調和した街並みの保存に努めます。また、田畑や果樹園が醸し出す田園・里山風景の保全に努めます。	生涯学習課 都市整備課 農政課
③	空き家の管理者に対する適正管理の啓発・指導	
	適切に管理されていない空き家の管理者に対し、除草などの適正管理を啓発・指導します。	市民協働課
④	屋外広告物の適正な規制や落書きの防止	
	屋外広告物の適正な規制・誘導等、街並みの美観の保持に努めます。	都市整備課

⁵⁸伊達市の将来像やまちづくりなど都市計画に関する基本方針を示す計画

２）緑化の推進

施策		実施担当課
①	住宅地における緑化協定の促進及び保存樹の指定	
	住宅地の整備などに際して建築協定や緑化協定などを促進します。	都市整備課
②	☆公共スペースの緑化及び公園の配置検討	
	庁舎、公共施設、学校、街路樹などの市が管理するスペースの緑化を推進します。また、身近な公園等が不足している地域においては、適正な誘致圏 ^{※59} を考慮し、新たな公園の配置を検討します。	生活環境課 財政課 教育総務課 都市整備課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

（３）環境指標

評価項目	実 績 [2 0 1 9 年度]	目 標
		2 0 3 0 年度
一人当たりの都市公園面積	4.20 m ²	5.12 m ²
クリーンアップ作戦開催回数	1 件	1 件
緑化協定締結件数	1 件	1 件

⁵⁹圏内の在住者がその施設の利用者として想定される範囲

【基本方針】歴史・文化的環境の保全

（１）現状と課題

史跡や文化財などの地域に備わる歴史的文化的資源は、その地域の個性や環境を形成する大きな要素であり、そこに住む人々の誇りとなります。

本市には多くの歴史的文化的資源が残されており、令和２（２０２０）年４月現在の市内の指定文化財は、国指定５件、県指定７件、市指定１０５件です。このほか、国登録文化財や未指定の文化財も数多くあります。



▲霊山神社例大祭

国の史跡・名勝に指定されている名峰霊山をはじめ、梁川八幡神社、梁川城跡、宮脇廃寺跡など、各地域に貴重な史跡が残っています。また、歴史的文化的資源、郷土に伝わる伝統の祭りが各地にあり、地域が育んできた歴史や文化を活用した多くの観光・レクリエーション施設も点在しています。

本市の魅力の一つとして、貴重な地域資源の価値を再認識し市民の理解や郷土意識を醸成するとともに、計画的な維持・保全を図ることが重要です。また、伊達氏ゆかりの歴史資産を中心とした景観など、本市の特色を活かした景観資源の保全と活用により、快適環境の形成を図るとともに観光資源として地域の活性にも寄与できると考えられます。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）文化財の保全・活用と伝統文化の継承

施策		実施担当課
①	保原歴史文化資料館などの活用を通じた歴史・文化の理解促進	
	郷土の歴史・文化を理解する機会として、保原歴史文化資料館などの活用を促進します。	生涯学習課
②	☆文化財の保存及び文化財保護ボランティアの育成	
	指定文化財の計画的な整備を推進し、文化財の保存に努めます。また、地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成します。	生涯学習課
③	民俗芸能などの保護・継承のための活動支援	
	伊達市指定文化財となっている民俗芸能などの保護・継承のための活動を支援するとともに、地域の祭りや伝統行事などへの参加を促進します。	生涯学習課 総合支所

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

（３）環境指標

評価項目	実績 〔２０１９年度〕	目標
		２０３０年度
文化財、文化施設を活用したイベント参加者数	１，７８０人	２，０００人
指定文化財数	１１７件	１１７件

【基本方針】まち美化に向けたマナーやモラルの向上

（１）現状と課題

市内における不法投棄は平成２９（２０１７）年度が２７３件、平成３０（２０１８）年度が２５９件と減少しています。地域別には、伊達地域で最も多く、不法投棄の内訳はどの地域もタイヤが最も多くなっています。市では、不法投棄の防止対策として不法投棄監視員による巡視を行っています。

令和２（２０２０）年度に実施した市民・事業者アンケート調査の結果では、身の回りの環境のことや市の取組の満足度について、３割以上の市民が「ゴミ出し（分別排出等）のマナー」に不満に感じており、さらに８割以上の市民が重要な取組であると認識しています。また、本市が目指すイメージについて、３割以上の市民が「ゴミやたばこのポイ捨てや不法投棄のない、マナーの良いまち」と回答しており、ポイ捨てや不法投棄について、多くの市民が問題だと考えていることが分かります。

より多くの市民にまち美化に取り組んでいただけるように、広報紙やホームページ等を通じた意識啓発等の対策を検討する必要があります。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）不法投棄・ポイ捨て対策の推進

施策		実施担当課
①	☆不法投棄やポイ捨てによる散乱防止に関する意識啓発	
	広報紙やチラシ、市のホームページなどを通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図り、必要に応じて不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。	生活環境課
②	廃棄物の不法投棄に関する巡視等による不法投棄の未然防止と迅速な処理	
	廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡視などにより、不法投棄の未然防止と迅速な処理に努めます。特に不法投棄が多い場所は、重点的に監視するエリアとして指定し、悪質な不法投棄が続く場合には、監視カメラを設置します。	生活環境課
③	看板や観光パンフを通じた観光客へのごみ持ち帰りの呼びかけ	
	観光などで本市を訪れる人々に対し、看板や観光パンフでの呼びかけなどを通じて、ごみの持ち帰りを促進します。	商工観光課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

２）環境美化の推進

施策		実施担当課
①	まち美化プログラムの推進と活動を実施する住民に対する支援	
	市内の都市公園や広場などの公共施設を対象に、緑化や美化活動を地域住民がボランティアで受け持つまち美化プログラムを推進し、活動を実施する住民に対して必要な支援を実施します。	都市整備課 生活環境課 総合支所
②	☆市民との協働による環境美化活動への参加促進と活動支援	
	地域で行われる一斉美化活動やクリーンアップ作戦、「うつくしまの道・川サポート制度 ^{※60} 」など、市内で行われる環境美化活動への参加を促進するとともに、活動を支援します。	土木課 生活環境課 総合支所

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

（３）環境指標

評価項目	実 績 〔２０１９年度〕	目 標
		２０３０年度
不法投棄搬入数	３１９件	２００件
うつくしまの道・川サポート 制度登録団体数	９団体	１１団体

⁶⁰地域住民と市町村、県の三者が協働して行う道、河川の清掃、美化活動

No.5 放射性物質により影響を受けた環境

～放射性物質による汚染からの環境再生を実現するまち～

【基本方針】放射性物質による汚染などへの対応

(1) 現状と課題

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能対策は緊急で最大の課題になりましたが、除染、ガラスバッジやホールボディカウンタ検査による放射線量の把握等の対策により、放射能の不安は少しずつ和らいできています。

放射線のレベルは事故直後に比べ大幅に低減しており、放射線リスクに関する知見も積上げられてきました。しかし、一部では未だ避難を継続されており、全員が安心して暮らすことが出来る環境には至っていません。また、土地面積の50%を森林が占める本市においては、山林での除染も課題の1つとなっています。正しい情報の提供と共有や放射線量のモニタリング等、市民の安心安全を確保するための対策を継続して実施する必要があります。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取組

1) 放射性物質による汚染などへの適切な対応

施策		実施担当課
①	☆環境放射線モニタリング調査の継続と分かりやすい情報発信	
	環境放射線モニタリング調査を継続し、その結果についてわかりやすく情報発信するとともに、身近な放射線量の把握のため、放射線測定器の貸し出しを行い、市民の不安の解消や安心の確保に努めます。	放射能対策課
②	放射性物質モニタリング調査による食の安全確保	
	自家用農産物や水道水、井戸水の放射性物質モニタリング調査を行い食の安全を確保するとともに、出荷制限食品についての周知に努めます。さらに、安全・安心な水道水を供給するために施設の適正な管理に努めます。	農政課 水道課 生活環境課
③	伊達市除染実施計画に基づく放射線量低減に向けた取組と森林資源の活用	
	除染に伴う除去土壌などを中間貯蔵施設へ搬出した仮置場の原状回復をし、地権者へ返還するまで適正な管理を行います。 また、放射性物質の影響を軽減する施策を実施し、再び森林を活性化し森林資源の活用を促進します。	放射能対策課 農林整備課
④	☆放射線に対する不安の解消と健康管理を通じた安全・安心の確保	
	市民の放射線への不安に対応するため、伊達市放射能相談センターを設置し、国及び県と連携しながら相談支援を行います。また、ホールボディカウンタ検査による内部被ばく検査と、ガラスバッジなどによる外部被ばく検査を実施し、市民生活の安全と安心の確保を図ります。	放射能対策課 健康推進課
⑤	☆特産品のPRイベント等の開催を通じた風評被害の払しょく	
	市の特産品を多くの人に味わってもらうPRイベント等を開催することで、特産品の販売促進による農業振興を図るとともに、風評被害の払しょくに努めます。	農政課 商工観光課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

２）放射線に関する理解促進

施策		実施担当課
①	放射線教育の推進による正しい理解の促進	
	小中学校において、平成30(2018)年度改定した本市が独自に作成した放射線教育副読本(平成25(2013)年初版)の活用や放射線観察キットの貸出を通して放射線教育を推進し、児童生徒の放射線についての正しい理解を深めます。	学校教育課

（３） 環境指標

評価項目	実 績 [2020年3月31日]	目 標
		2030年度
環境放射線モニタリング調査 (代表地点：本庁舎・総合支所)	-	モニタリング指標 (減少をめざす)
伊達市役所（保原本庁舎）	0.11 μ Sv/h	
伊達総合支所	0.09 μ Sv/h	
梁川総合支所	0.11 μ Sv/h	
霊山総合支所	0.09 μ Sv/h	
月舘総合支所	0.10 μ Sv/h	
特産品のPR イベント等（風評被害の払しょくに向けたイベント）開催回数	7回	10回

N0.6 環境保全に取り組むための基盤づくり

～ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち～

【基本方針】環境保全に向けた意識啓発・人材育成

（１）現状と課題

市民や事業者とともに協働による環境保全に取り組むためには、一人一人の環境に対する意識の形成が重要となります。特にこれからの社会を担う児童・生徒達については、郷土環境への愛着、環境の保全と創造のための心得や習慣等に幼いうちから触れる機会があることが重要です。

市では、地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化対策を推進しています。また、市内の豊富な森林



▲森林学習の様子



資源を生かした体験型の環境学習として、小学校における森林環境学習を推進しています。

県でも各地域・各主体における環境教育・環境学習を支援しており、地域において環境学習や環境保全活動を自主的に行う幼児から高校生の仲間によるこどもエコクラブは、令和元（2019）年10月1日時点では、県内で6クラブ、511人が活動しています。

更なる環境教育・環境学習を進めていくために、県の主体的な参加意欲を育むための体験型学習や県の取組などを活用した手法を検討する必要があります。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）環境学習の場や機会の充実

施策		実施担当課
①	福島議定書等への参加促進	
	市内の幼稚園・小学校において、福島議定書、みんなでエコチャレンジ等の取組を通じて、児童・生徒等と教職員が一体となった温暖化対策への取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図ります。	こども育成課 学校教育課 生活環境課
②	☆小中学校における環境教育・環境学習の推進	
	地域への愛着や環境保全の大切さを身につけるため、小中学校における環境教育・環境学習を推進し、更なる環境教育・環境学習を進めていくためにESD 環境教育などを活用した手法を検討します。また、環境教育に必要な情報や教材の充実などにより市内の環境教育の促進を図ります。	学校教育課 生活環境課
③	☆ビオトープなど身近な自然とのふれあい機会の創出【再掲】	
	ビオトープの整備や、市内キャンプ場における宿泊学習を開催するなど、子ども達に対し身近な自然とのふれあいの機会を提供します。	生活環境課 商工観光課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

2) 人材の育成・活用

施策		実施担当課
①	☆市民・事業者に対する環境学習内容及び機会の充実	
	講演会や研修会などに県の環境アドバイザーや職員を講師として派遣する環境アドバイザー制度や、出前講座の質の向上を図り、市民・事業所における環境活動を促進します。	生活環境課
②	専門家や市民団体のデータベース化による地域に根ざした人材の活用促進	
	うつくしま地球温暖化防止活動推進員や各分野の専門家や市民団体をデータベース化し、地域に根ざし精通した人材の活用を促進し、市全体の環境活動の向上を図ります。	生活環境課
③	☆地域の環境活動をけん引する指導者の養成	
	講習会や研修会を通じて地域の環境活動をけん引する指導者の養成に努めます。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

(3) 環境指標

評価項目	実績 [2019年度]	目標
		2030年度
環境保全に関するイベント等の開催回数	3回	5回
環境活動指導者の養成に向けた講習会の開催回数	—	1回

【基本方針】環境保全活動の推進

（１）現状と課題

環境問題の解決には、地域からの行動がととても重要です。地域の環境と密接に関わる市民や民間団体、事業者等の各主体が、地域の特性を踏まえ、効果的な連携を図っていくことが地域全体としての取組意識の高まりにつながります。

市内では、多くの NPO、市民団体が環境美化や緑化活動などに積極的に取り組んでいます。また、県内の NPO 団体のうち、市内に本拠地の登録があり、環境保全に関する活動を行っている NPO 団体は平成 21



▲植樹の様子

（2009）年度と比較して増加しています。NPO 団体の他にも、市民ボランティア等、多くの団体があります。

市民や事業者の活動をより促進するために、主体的な取組意欲を引き出すインセンティブ^{※61}の付与や、誰もが参加しやすい活動内容や時間を工夫した環境保全活動の開催、環境に関する様々な情報提供、市の取組の周知等の対策が必要です。また、環境保全に取り組むボランティアを地域に定着させ、市全体として取り組む状況を醸成するためには、各地域にて活動を指導・牽引できるリーダーが必要です。本市においても、今後各地域で広く主体的な環境保全活動や環境学習を根付かせていくため、リーダーとなり得る人材を、講習会等を通じて育成し、取組の輪を広げていくことが必要です。

（２）環境の保全・創造に向けた市の取組

１）市民・民間団体の取組促進

施策		実施担当課
①	表彰制度などインセンティブの付与による市民の環境保全活動の促進	
	表彰制度を創設し、環境保全活動に積極的に取り組む市民や団体の表彰や、市内における優れた環境保全の取組や市民団体の活動を広報紙、市ホームページなどで紹介する取組により、市民の活動を広く広報するとともにモチベーション ^{※62} の向上を図ります。	生活環境課 秘書広報課
②	☆市民団体の活動支援及び団体同士の交流推進によるネットワーク化の促進	
	環境保全団体などの市民団体の優れた取組や活動に対し、その費用の一部を補助するなどの支援に努めます。また、市民団体などの交流を推進し、団体間での情報共有や協働などネットワーク化の促進を図ります。	生活環境課
③	各主体の協働による環境活動推進に向けた交流の促進	
	「伊達市の環境を考える市民会議」を通じて、市民、事業者、市が協働して環境への取組を推進するための交流・連携を促進します。	生活環境課

☆で示す施策は重点施策であることを示しています。

⁶¹ 目標やノルマを達成した際に支給されるボーナスや報奨金、成果報酬など

⁶² 人が行動を起こすときの行動意欲への動機づけ

2) 事業者の取組促進

施策		実施担当課
①	環境マネジメントシステムを通じたエネルギー管理の促進【再掲】	
	ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを始めとする環境保全活動について、情報提供、費用補助、講習会等を行います。	生活環境課
②	情報提供や補助制度の紹介等を通じた省エネ設備の普及促進【再掲】	
	情報提供を通じた ESCO 事業などの省エネ取組手法の普及や、省エネ設備導入に係る補助制度の紹介などを通じて、省エネ設備の普及促進を図ります。	生活環境課
③	運輸業へのグリーン経営認証の取得促進【再掲】	
	トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。	生活環境課
④	グリーン購入等による市の率先した行動	
	環境に配慮した製品を選択して購入するグリーン購入や、環境配慮契約の取組促進など、市が率先実行し市民へ見本を示すよう努めます。	生活環境課

(3) 環境指標

評価項目	実 績 [2019年度]	目 標
		2030年度
環境保全に関する NPO 法人数	3 団体	8 団体
ISO 14001 認証取得事業者数	6 事業所	20 事業所
エコアクション21 認証取得事業者数	1 事業所	5 事業所



▲つきだて交流館もりもり

第5章 伊達みんなのプロジェクト

第5章 伊達みんなのプロジェクト

本計画で掲げる目標の達成に向けて、市と市民が協働し、先導的に取組を進めるプロジェクトを「伊達みんなのプロジェクト」として実施します。プロジェクトの推進状況は、毎年開催される市民会議にて共有し、市と市民の協働により、市内に環境保全活動が波及することを目指します。

No.1 子ども達の環境教育の場と機会の創出

～子ども達が全身で環境について学べる場を作っていこう！～

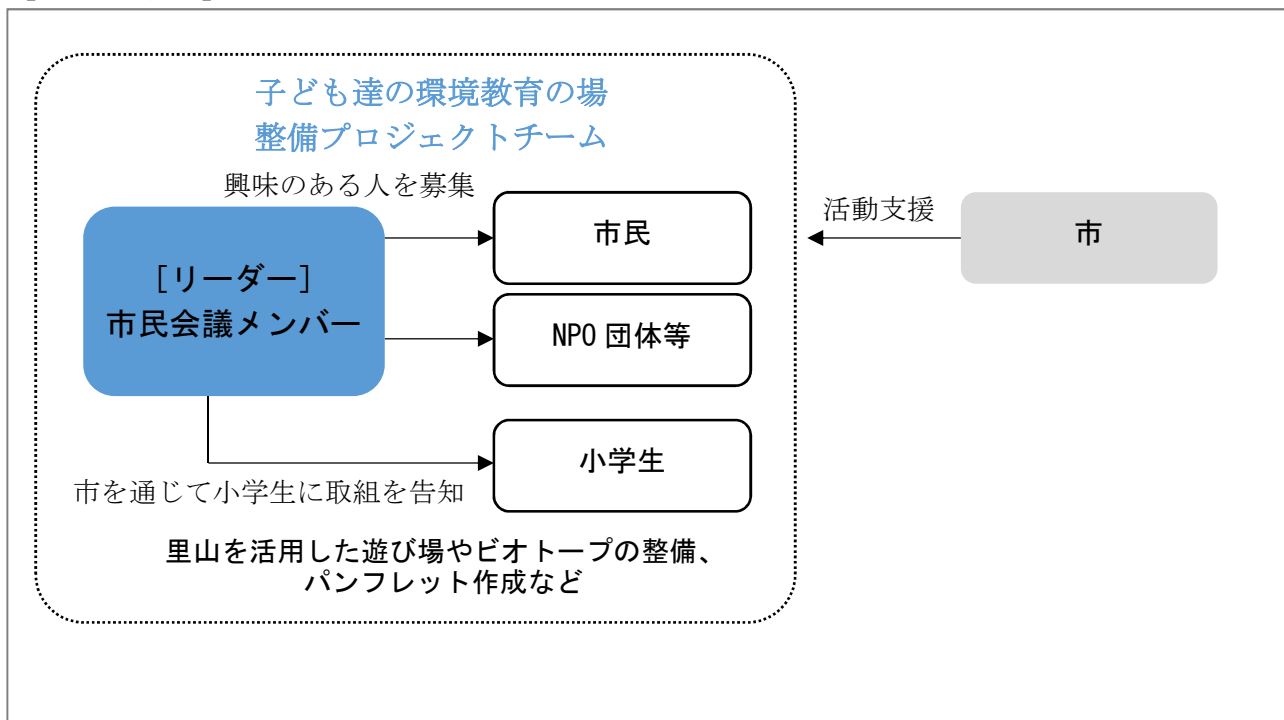
【プロジェクトの目的】

環境保全に関する取組促進のためには、未来を担う子ども達が環境について興味関心を持ち、学べる環境が醸成されていることが非常に重要です。このプロジェクトでは子ども達が自然と触れ合うことが出来る場として、市民と市が協力して里山を活用した遊び場やビオトープを整備することで、子ども達の環境教育を促進するとともに、里山を始めとする自然環境の保全と活用の促進を目指します。

【プロジェクトの概要】

プロジェクトメンバーが里山を活用した遊び場やビオトープの整備を進め、完成後は市内の小学生の環境学習の場として提供します。また、活動の様子をパンフレット等にとりまとめ、より多くの子ども達が環境に対して興味を持てるように市内に配布します。

【体制（案）】



No.2 里山の整備・木質バイオマスの利用促進

～豊かな里山を維持しながらバイオマス発電を広めよう！～

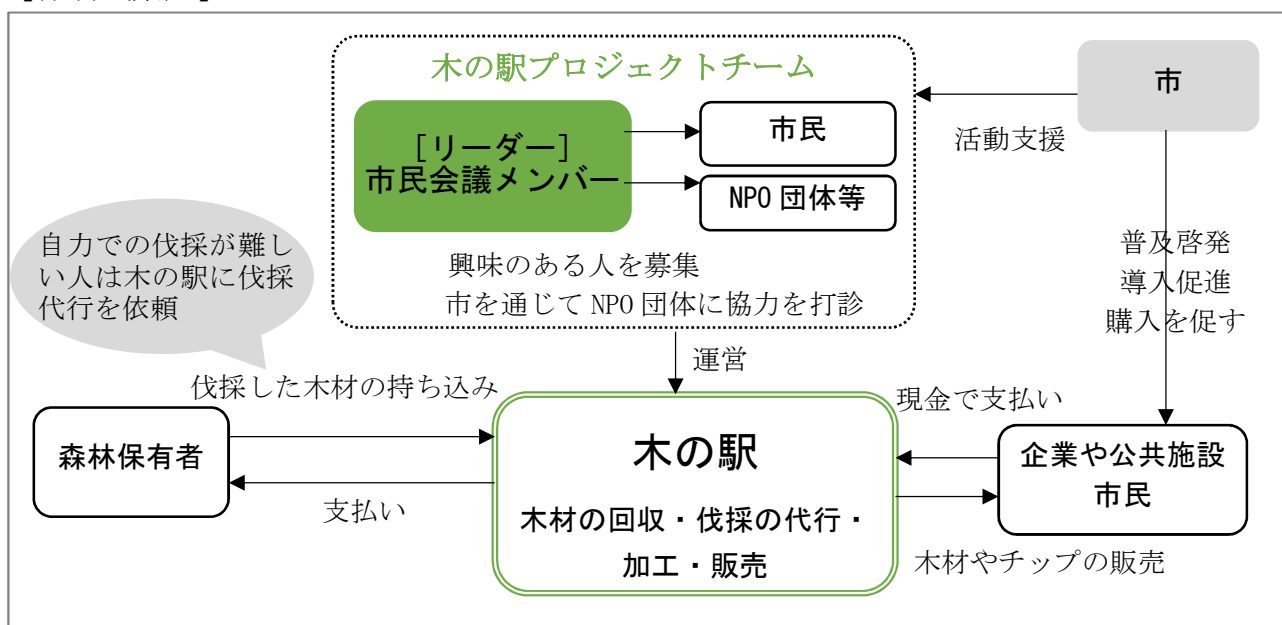
【プロジェクトの目的】

本市には豊かな里山があり、豊富な森林資源がありますが、林業従事者の高齢化から、里山の整備が進まなくなることが懸念されています。このプロジェクトでは里山の整備を促進するとともに、市内のバイオマス発電⁶³を普及させ、里山の資源活用と環境に優しい生活の推進を目指します。

【プロジェクトの概要】

このプロジェクトでは、森林保有者が「木の駅⁶⁴」に持ち込んだ木材をバイオマス発電で使用するチップなどに加工し、販売する仕組みを構築します。チップは市内の企業や公共施設、市民に向けて販売し、市内のバイオマス発電利用を促進させます。

【体制（案）】



⁶³ 木質バイオマス、メタン発酵ガスなど生物資源を活用した発電方式

⁶⁴ 林所有者が出荷する間伐材や林地残材などの集積場

No.3 廃棄物の発生抑制

～ごみ削減の取組をもっといろんな人に知ってもらおう！～

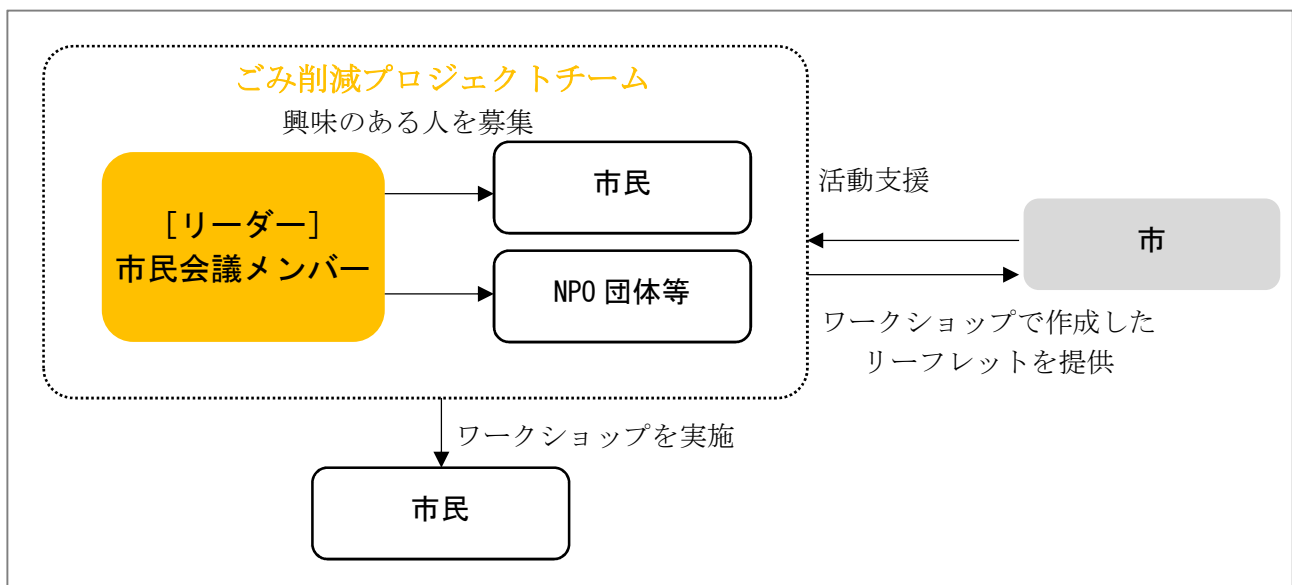
【プロジェクトの目的】

本市では1人1日当たりのごみ排出量が全国及び県より高くなっており、リサイクル率は低い状況となっています。このような状況を改善するため、このプロジェクトでは、ごみの削減について市民が自ら考えることで、行動改善のきっかけを創出する場となることを目指します。

【プロジェクトの概要】

ごみの排出量を減らすための検討会や生ごみを持ち寄り、どのように堆肥化していくのかを体験するワークショップ^{※65}等、市民がごみ削減の取組を身近に感じられるようなイベントを開催します。また、その結果をリーフレット^{※66}に取りまとめて配布し、プロジェクトに参加しなかった市民にも取組を波及させます。

【体制（案）】



⁶⁵ 参加者自身が討論に加わったりするなど参加体験型、双方向性のグループ学習

⁶⁶ 宣伝・広告や案内・説明などのための一枚刷りの印刷物

第6章 市民・事業者の取組

第6章 市民・事業者の取組

市の環境の保全・創造に向けて、市民・事業者の皆様に取り組んでほしい内容を下記のとおり整理しました。日常生活の中で出来る取組を実践していきましょう。

1 市民の取組

●電気・ガス・灯油などを使うとき

(1) 日常生活におけるエネルギーの効率的な利用に努めましょう。

- ☐ 環境家計簿（環境にいい影響を与える行動を記録、集計を行うもの）や省エネナビ（エネルギー消費量の目標や達成状況を通知する機器）等のツールを活用するなどし、日常生活における環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。
- ☐ 電気製品の待機時消費電力の削減に努めましょう。

（照明）

- ☐ 人のいない部屋の照明は、消灯しましょう。
- ☐ 外灯は最小限にとどめ、センサーライトの使用に努めましょう。

（空調）

- ☐ 暖房の設定は室内温度が20度、冷房の設定は室内温度が28度になることを目安に設定しましょう。
- ☐ 伊達市の特産品であるニット製品を活用し、夏は半袖などの軽装、冬は厚着や重ね着などの温度調節の工夫に努めましょう。
- ☐ カーテンやブラインド、すだれ、扇風機（冷暖気の循環）などを使って冷暖房の効率をあげましょう。

（冷蔵庫）

- ☐ 冷蔵庫には食品をつめこまないようにし、ドアの開閉は少なく手早く行いましょう。

(2) 日常生活におけるガス・灯油などの節約に努めましょう。

- ☐ ガスコンロは、鍋底からはみ出さない火加減で使いましょう。
- ☐ ストープを使用するときは、可能であればやかんをのせて湯を沸かしましょう。
- ☐ お風呂は家族で続けて入り、こまめにフタをしましょう。

●水を使うとき

(1) 日常生活における水の節約や有効利用に努めましょう。

- 蛇口やトイレなどに節水用器具を設置しましょう。
- 雨水を溜め、洗車や植木・草花への水やり、防火用水等に利用しましょう。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めましょう。

(2) 家庭からの生活雑排水の抑制に努めましょう。

- 野菜を洗った水や米のとぎ汁を、打ち水や植木・草花への水やりに利用しましょう。
- 食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。
- 合成洗剤の使用を控え、環境にやさしい洗剤を適量使用しましょう。
- 下水道への接続や浄化槽の設置・維持管理により、公共用水の汚濁防止に努めましょう。

●食事・料理するとき

- 食事は作りすぎず、作りすぎた場合は冷凍庫でフリージングするようにしましょう。
- 野菜くずは極力出さず、使い切るように努めましょう。
- 下ごしらえに電子レンジを使用しましょう。
- 食器洗浄機は節水モードで使用しましょう。
- 農産物等を購入する際は、地場産品を積極的に選択しましょう。（地産地消）
- モニタリング調査により安全が確認された農産物などは、積極的に消費しましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機栽培でつくられた作物を積極的に購入しましょう。
- マイ箸、マイボトル、マイカップ等の携行・利用に努めましょう。
- 食べきれない食品はフードバンク（賞味期限前だが販売できない食品を集めて活用する仕組み）・フードドライブ（家庭で余った食品を集める仕組み）を通じてフードロスを減らしましょう。

コラム① フードロスって何??

フードロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。日本のフードロスの量は年間612万t、1人当たりでは約48kg（農林水産省 平成29(2017)年度推計値）で、毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じ量です。



食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食べ物を買うときは賞味期限の近い商品から買ったり、飲食店では食べきれない分量を注文して食べ残しを出さないなど日常生活の中で意識することが大切です。

●移動するとき

- 自動車を購入更新する際は、低公害車や低排出ガス車、低燃費車などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。
- 近い場所の移動は自転車や徒歩で移動しましょう。
- 公共交通機関、自転車の利用、徒歩などにより、自動車利用の抑制に努めるとともに、エコ通勤やパーク＆ライドの取組を推進しましょう。

コラム② なぜ徒歩や公共交通機関が環境に優しいの??

1人が1km 移動する時のCO₂排出量は、マイカーでは147g-CO₂/人km、バスでは56g-CO₂/人km、鉄道では22g-CO₂/人km(国土交通省)です。徒歩や自転車はもちろんのこと、公共交通機関も自動車の移動に比べてCO₂排出量が少なく、環境にやさしいことが分かります。通勤や通学、ちょっとした外出はまず徒歩や自転車で、旅行なども電車やバスの利用を心がけてみましょう。



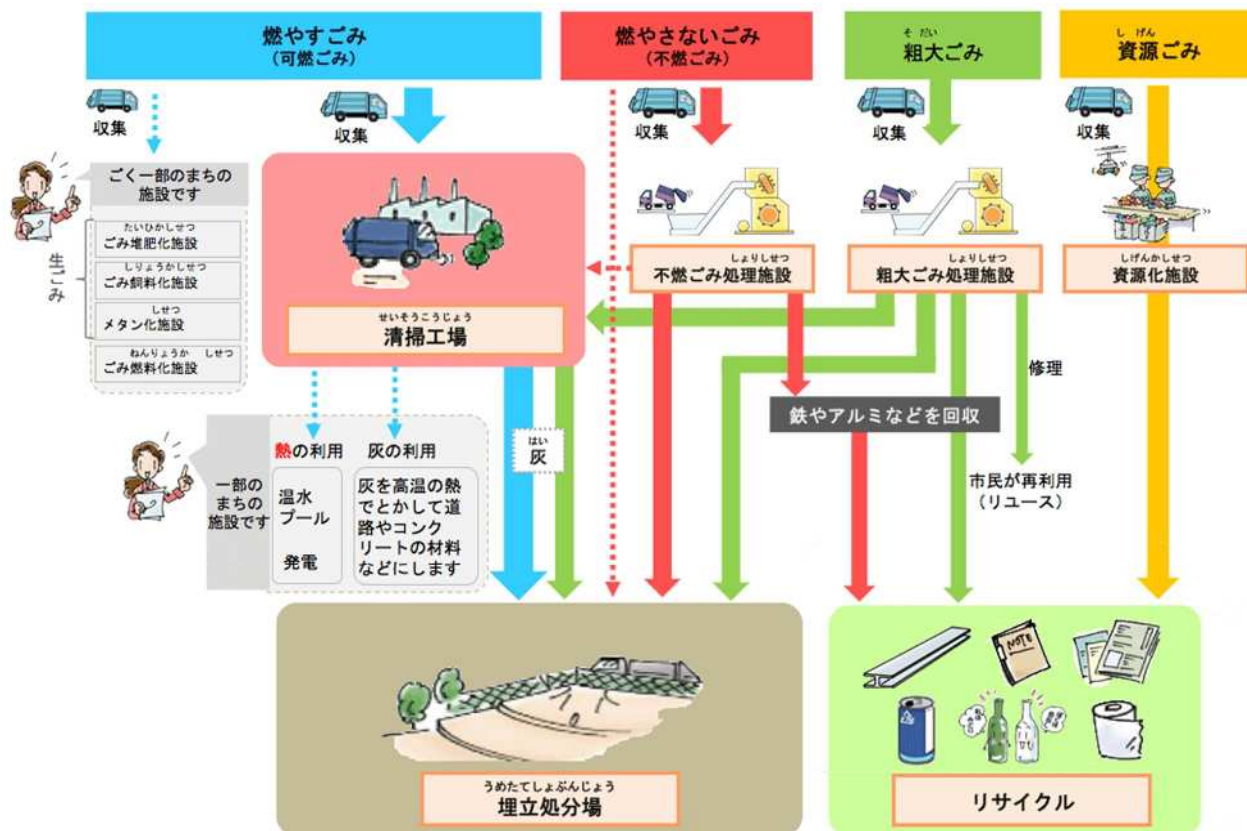
●ごみを処理するとき

- 使わなくなったものはすぐに廃棄せず、再利用の検討やフリーマーケットでの販売を検討し、捨てる時は可能な限りリサイクルや廃品回収などに出しましょう。
- 子供服やおもちゃなどは、兄弟や友達同士など親しい人で譲りあいましょう。
- アルミ缶やビン類、牛乳パック、ペットボトル、古新聞、段ボールなどは資源回収に出しましょう。
- 不用となった衣類、古布等は油ふきなどに利用しましょう。
- 古くなったものでも、修理や掃除をしてまた使用しましょう。
- ごみは決められた回収日に、決められた方法で出しましょう。
- 屋外でのごみの焼却はやめましょう。
- エアコンや冷蔵庫などを廃棄する際は回収業者に処理を依頼し、家電リサイクル法に基づき適正にフロンを処理しましょう。

コラム③ ごみはどのように処理されるの??

私達が排出したごみは、下の図のように処理されます。

可燃ごみは市区町村により収集され、清掃工場で燃やされて灰になります。灰は埋め立てて処理します。燃やすことが出来ない資源ごみはリサイクルされ、不燃ごみや粗大ごみは鉄やアルミは回収しリサイクルされ、そのほか再利用できないものは埋め立てられます。



＜出典：資源・リサイクル促進センターホームページ＞

埋立処分場の残余年数(埋立処分場が満杯になるまでの残り期間の推計値)は21.6年(平成30(2018)年度末時点)で厳しい現状が続いています。埋立処分場をこれからも長く使っていくためにも、市民一人一人がごみを削減するための意識を持って生活していくことが必要です。

また、ごみ処理には巨額の経費が掛かっています。ごみを減らすことはごみ処理コストの削減に繋がり、皆様の納める税金を他の事業に活用することができます。

今後ともご協力をお願いします。



● 買い物をするとき

- 計画を立て、必要なものを必要な量だけ買うように努めましょう。
- 繰り返し利用できる製品を優先し、プラスチック製品を使用した使い捨て製品はなるべく買わないようにしましょう。
- 製品を買う際は省エネ型製品等、環境に配慮した製品を優先的に購入しましょう（グリーン購入）。
- 容器や包装紙のない商品を選びましょう。
- 洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びましょう。
- 家具等の木材製品を購入する際は、間伐材などを利用した製品を積極的に選択しましょう。

● 誰もが気持ちよく過ごすために

- 自分で出したごみは必ず持ち帰り、ポイ捨てはやめましょう。
- ペットのふんの後始末や路上喫煙の自粛などマナーを守り、まちの美化に努めましょう。
- 一斉美化活動やクリーンアップ作戦などに積極的に参加しましょう。
- 家庭において緑のカーテンや敷地内緑化を実践し、緑豊かな景観づくりに努めましょう。
- 文化財などに対する理解を深め、保護意識を持ちましょう。
- 郷土の歴史や文化に対する理解を深め、地域文化の振興に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに関心を持ち、積極的に参加・協力しましょう。
- 不法投棄を見つけた場合は、速やかに市や関係機関に連絡しましょう。
- 空き地や空き家の所有者は、除草や散乱ごみの防止、安全管理など適正管理に努めましょう。

コラム④ プラスチックを使用した使い捨て製品はなぜ買わない方が良いの??

プラスチックごみ問題は世界で注目されている問題です。

プラスチックは私たちの生活を便利にしてくれますが、分解されにくい性質のため、土や海に捨てられると長期間にわたり分解されずに残ってしまいます。

また、プラスチックは燃やすと地球温暖化の原因となる温室効果ガスが多く発生したり、原料に有限である石油資源を使用していたり、環境への負荷が大きい素材です。



使い捨てのプラスチック製品はなるべく買わないように気をつけるとともに、使用したプラスチックはポイ捨てなどをせずに適正に処理することを心がけましょう。

● 自然を守るために

(1) 自然環境を守るためのマナーの徹底に努めましょう。

□ 自然とふれあう場に出たごみは必ず持ち帰りましょう。

(2) 野生生物の保全に努めましょう。

□ 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。

□ 動植物（移入種）の持ち込みなど、生態系を乱すような行為はやめましょう。

□ 野生動物（鳥獣）に餌をやらないようにしましょう。

□ 市や民間団体等が行う貴重な野生生物等の保護活動に参加・協力しましょう。

□ 地域の生態系を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。

● 近隣公害をなくすために

(1) 家庭における悪臭の発生防止に努めましょう。

□ ごみ捨てルールの遵守やごみステーションの清掃、管理を通じてごみの悪臭防止に努めましょう。

□ 合併処理浄化槽の適切な維持管理や自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃等により、悪臭の発生を抑制しましょう。

(2) 家庭における騒音防止に努めましょう。

□ 家庭でのピアノやカラオケなどは、近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮しましょう。

□ 飼い犬が無駄吠えをしないよう、飼い主は適切にしつけしましょう。

コラム⑤ 生態系って何？ 里山はなぜ大切？

地球の環境は、大気、水、土、太陽光、そして多様な生物の営みによって成り立っています。地球の長い歴史を通じ、生物の働きによって現在のような多様な環境が作られてきました。多様な生物とその生息が生きている自然環境をあわせて「生態系」と呼びます。

里山は、人々に食料や木材などの自然資源を始めとした様々な恵みを供給する同時に、動植物の生息場所となり、自然を豊かにする役割も担っている大切な環境です。

本市の多くの面積を占める里山を保全していくことは、生態系を守っていくことにもつながります。将来世代へ今ある豊かな自然環境を残していくために、里山やそこで形成される生態系の保全に努めましょう。



●一歩進んだ環境配慮を実践するために

(1) 環境に関する情報を収集し、自己学習に努めましょう。

- 地域が行う環境調査等の環境学習や市が行う出前講座を積極的に参加・協力し、環境保全に対する理解を深めましょう
- 市内にある環境保全関連施設や先進的な取組地の視察・見学などを通じて環境保全の理解を深めましょう。
- 環境保全に関する研修会や講習会等に積極的に参加し、日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。
- 子ども達に地場産農産物の美味しさを教えましょう。また、学校における食育や環境教育の取組を、家庭においても実践しましょう。
- 子ども達が自然にふれあう機会を増やし、自然環境への興味関心を促進しましょう。

(2) 環境学習の場への積極的な参加に努めましょう。

- 自然観察イベント等に積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。
- 霊山こどもの村や、つきだて交流館もりもり等の自然体験型施設を積極的に利用し自然とのふれあいの機会を増やしましょう。
- 森林観察会や里山整備等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 地域における河川やため池などの清掃に協力しましょう。

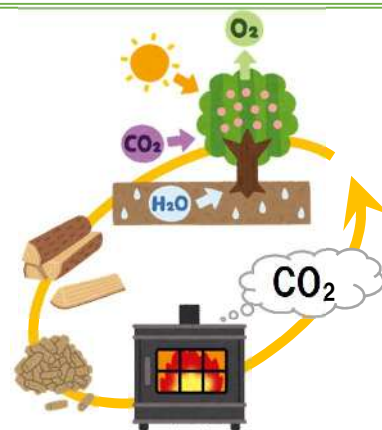
(3) 環境に優しい住宅を選択しましょう。

- 住宅の新築・改築にあたっては、冷暖房効率の高い高断熱・高気密な住宅にしましょう。
- 再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス発電等）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池等）の導入に努めましょう。
- 住宅の新築や建て替えの際は、地場産材を積極的に利用しましょう。
- ペレットストーブや薪ストーブを導入しましょう。

コラム⑥ バイオマス発電って何??

バイオマス発電とは、木材や食物残さ等のバイオマス(再生可能な有機性資源)を原料として発電を行う技術のことです。バイオマスも化石燃料と同様に CO_2 が発生しますが、植物は CO_2 を吸収して成長するため、トータルで見ると大気中の CO_2 の量は増加しないと見なすことができます。そこで、化石燃料の代わりにバイオマスを原料として発電を行うことによって、 CO_2 の排出削減につながることを期待されています。

木材を原料とするペレットストーブなどを利用して CO_2 の削減に協力するとともに、市内の資源を使用したエネルギー利用を促進しましょう。



2 事業者の取組

<業種別>

● 農業

- 農業従事者は、有機栽培や減農薬栽培など、環境負荷の少ない農業に取り組みましょう。
- 遊休農地を活用した景観形成作物（菜の花など）の作付けや市民農園などにより、市民との交流を進めましょう。
- 農薬等は環境負荷軽減に努めながら適正に使用するとともに、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。

● 建設業

- 建設工事を行う際は、低騒音・低振動型機械を使用しましょう。
- 建設業では、建設発生土の有効利用やアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化を推進するとともに、マニフェストの適正使用と「建設リサイクル法」に基づく適切な費用負担を徹底しましょう。
- 開発事業を行う際は、「伊達市都市計画マスタープラン」などに基づき、適正な土地利用に留意しましょう。
- 建物建設や開発事業等を行う際は、緑の保全・創出、周辺の歴史的環境や自然環境と調和した伊達らしい景観づくりに協力しましょう。
- 開発事業を行う際は、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょう。
- 開発事業を行う際は、鳥獣保護区や緑地環境保全地域などの地域指定の規則に従うとともに、水や緑の連続性に配慮し、生態系などへの負荷を抑制した計画的な事業活動に努めましょう。
- 開発工事に伴う土砂の流出を防止しましょう。

● 製造業

- 地場産材を用いた製品開発を検討しましょう。
- 「騒音規制法」「振動規制法」「県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めましょう。
- 工場や事業所では、「悪臭防止法」を順守し、防止に努めましょう。
- 生産工程における不要な動力や熱、照明の使用などがないか、見直しましょう。

● 運輸業

- 自動車台数の適正化に努めましょう。

● 卸売・小売業

- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。

●飲食店

- 飲食店等では、地場産農産物を積極的に取り入れましょう。
- 使用しきれなかった食品はフードバンクを通じてフードロスを減らしましょう。
- 飲食店や食品加工場等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう。なおも残る生ごみは飼料化や堆肥化、バイオマス化することを検討しましょう。

<全業種共通>

●自然環境に関する取組

- 森林や里山整備等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアによる森林づくりに積極的に参加しましょう。
- ペレットボイラー等を導入しましょう。
- 夜間照明は、生物に影響を与えないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。
- 事業活動に伴う排水は敷地内において適正に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- 家畜等のふん尿は、適正に処理しましょう。
- 地域における河川やため池などの清掃に協力しましょう。
- 雨水タンク等を設置し、雨水の有効利用に努めましょう。

●生活環境に関する取組

- リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- リサイクル可能な古紙類は可燃ごみとして出さず、適切に分別回収して古紙リサイクルに努めましょう。
- 事業系ごみは排出者の責任において、産業廃棄物は適切な許可業者などを通じて適正に処理しましょう。
- 深夜営業等を行う際は、「県生活環境の保全等に関する条例」を順守し、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう。
- 合併処理浄化槽など、悪臭の原因となる施設について、適正な管理に努めましょう。
- 業務用の冷凍機器や空調機器については、フロン排出抑制法に基づき適正処理を行いましょう。

●快適環境に関する取組

- 施設整備の周辺の自然景観との調和や開発事業の影響が最小化に配慮しましょう。
- 事業所などを建設する際は、土地利用に配慮しつつ、市街地への立地に努めましょう。
- 屋外広告物の適正な設置や立て看板などの違法看板を設置しないことを通じて町の美観を保ちましょう。
- ライトアップする際は、周辺環境や省エネに配慮しましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 市などが行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょう。
- 地域で行われる一斉清掃などに積極的に参加しましょう。
- アダプトプログラム（市民と行政が協働で進める美化活動の仕組み）に事業所や職場等で参加し、身近な道路や公園等の緑化・美化活動に取り組みましょう。
- 事業所敷地内は除草や散乱ごみの防止、安全管理など適正管理に努めましょう。

●地球環境に関する取組

- 地球温暖化対策に資する「賢い選択」として、クールビズ・ウォームビズを始めとした COOLCHOICE に取り組みましょう。
- コピーやパソコン等の OA 機器は、長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高い LED 電球へ切り替えましょう。
- 過剰な店舗照明は見直しましょう。
- ESCO 事業の実施などを検討し、設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 施設を新築・改築する際は、断熱化などにより空調負荷の軽減に努めましょう。
- 廃熱回収や断熱対策による、温熱・冷熱の保温性向上および熱効率の向上を図りましょう。
- 建物を建設・更新する際は、再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス発電等）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池等）の導入に努めましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。
- 公共交通機関、自転車の利用、徒歩などにより、自動車利用の抑制に努めるとともに、エコ通勤やパーク＆ライドの取組を推進しましょう。
- テレワークの導入を検討し、移動に伴う二酸化炭素削減に努めましょう。
- 自動車を多く保有する運輸事業者等は、エコドライブや環境保全の体制を整備し、「グリーン経営認証」の取得をめざしましょう。
- LCA（ライフサイクルアセスメント/製品の原材料採取から廃棄で環境に与える影響を分析評価する手法）、省エネルギー診断等の手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
- グリーン電力証書（グリーン電力として認定する発電設備の使用を証明する証書）を活用するなどし、事業活動に伴う電力のグリーン化を進めましょう。
- カーボンオフセットによるサービスや商品の提供に努めましょう。

●環境保全を行う基盤づくりに関する取組

- 職場研修等で環境学習を進める際は、市が行う出前講座を積極的に活用しましょう。
- 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- 環境学習の企画等、各団体において体験型の環境学習機会の創出に努めましょう。
- NPO や市民団体等は、市が行う出前講座において、講師派遣や資材提供等において協力するなど、地域コミュニティや市民団体等における環境学習等の取組の支援・協力を努めましょう。
- 環境報告書を作成するなどし、省エネルギー活動やその取組結果を積極的に公表しましょう。
- ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを構築し、組織的に環境負荷の少ない事業活動に取り組むとともに、他の事業者との交流を通じて取組レベルの向上や取組の場の拡大を図りましょう。
- 伊達市商工会をはじめ、業界、工業団地等の企業・事業所の連携・交流組織を通じて、他社や他業種との情報交換や交流を深め、環境保全の取組を活性化させましょう。
- 環境保全に関する講習会や研修会、地域の美化・緑化活動等に積極的に参加しましょう。経営者は、社員の参加を奨励しましょう。
- 環境保全活動の実施状況等を、ホームページや環境報告書などで広く公表しましょう。
- 研修会や講習会等の開催を通じて、地域コミュニティ等での環境保全活動の取組の輪を広げ、リーダーを養成・育成しましょう。
- 新たな環境技術に基づいた地域産業を育てるため、産学官共同による研究開発に努めましょう。

コラム⑦ 環境マネジメントシステムって何？

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。

地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが求められます。環境マネジメントは、そのための有効なツールです。





▲高子沼

第 7 章 計画の推進・進行管理

第7章 計画の推進・進行管理

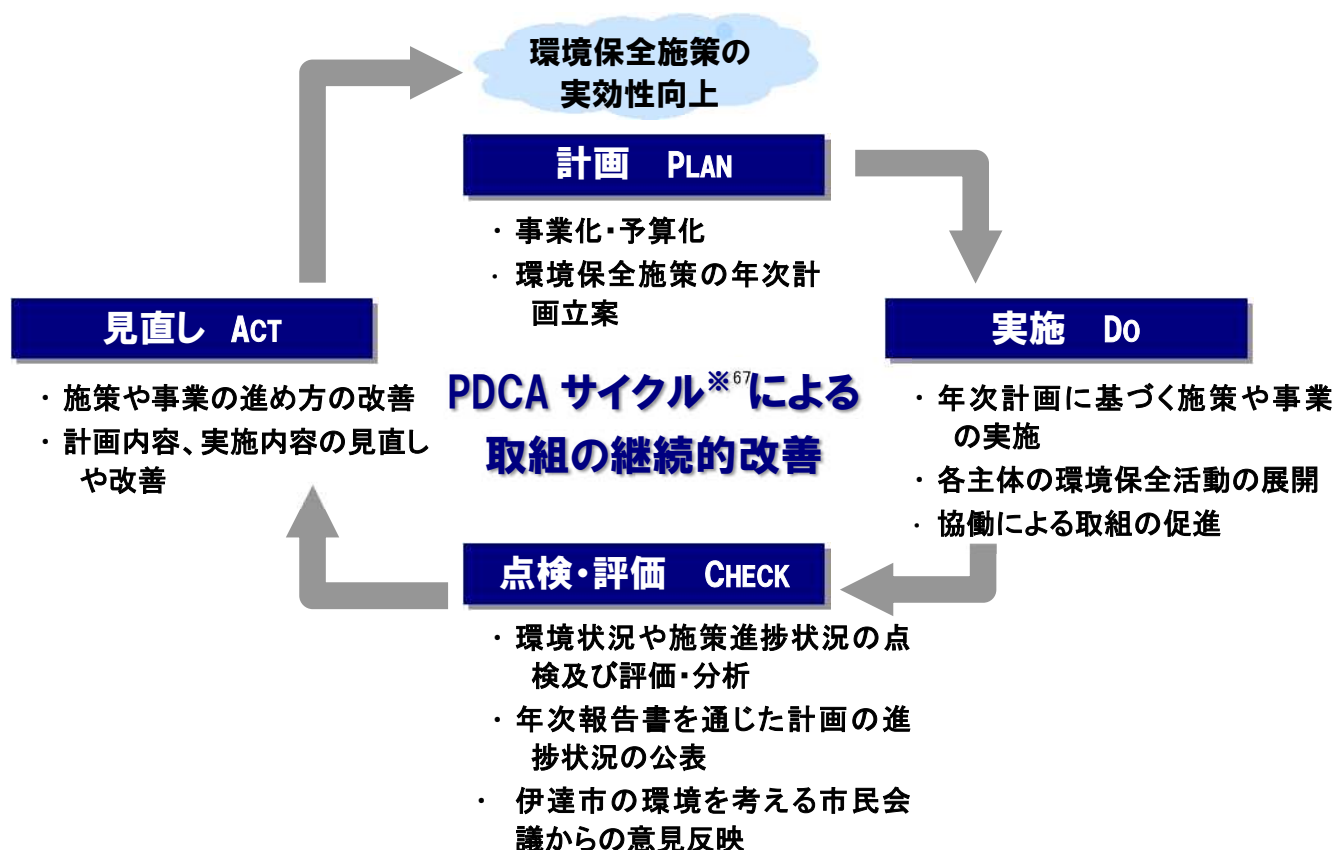
1 計画の推進

計画で定めた施策を実行的・効果的に推進していくため、計画の実施主体である市民、事業者、民間団体、市が一体となり、主体的にこの計画を推進していくための仕組みづくりに努めます。

2 計画の進行管理

本計画の庁内における推進組織を「伊達市環境基本計画策定庁内調整会議」として組織し、第4章で定めた環境指標を用い、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価します。

本計画の進捗管理の状況については、伊達市環境基本条例第10条に基づき、毎年度、点検・評価結果などを取りまとめて年次報告書を作成し公表します。また、市民を代表して組織される「伊達市の環境を考える市民会議」に報告し、計画の推進に関して市民の意見を反映します。



⁶⁷Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の繰返しにより業務を継続的に改善する手法

3 各種計画との整合

市の他の行政計画・行政施策のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

4 財源の確保と財政負担の最小化

限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担の最小化に向けた補助制度の活用、基金制度の充実・拡大、公民連携、経済的手法等の手法を検討します。



▲桃の花と山の景色

資料編

資料1 伊達市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第11条—第22条）

第4章 地球環境の保全の推進（第23条・第24条）

附則

私たちの伊達市は、福島県の北部に位置し、東に阿武隈山系からなる霊山県立自然公園、西北に阿武隈川が流れ、西には吾妻連峰の山々が遠望できる福島盆地の中で、豊かな自然環境に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、それぞれの伝統や文化を創造してきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちを取り巻く身近な環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自然、歴史、文化を含め、ふるさと伊達市の住みよい豊かな環境を保全し、未来に継承する責務を担っている。

私たちは、生存の基盤である地球の環境が有限であり、自らが環境に影響を及ぼす存在であることを深く認識し、市、市民及び事業者並びに滞在者が協力し合って環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者（以下「滞在者」という。）の責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 自然環境、生活環境、歴史的・文化的環境及び地球環境のうち、人間生活に影響を与えるものをいう。
- (2) 良好な環境 市民及び滞在者が、健康で文化的な生活を営むことができる環境の状態をいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(5) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全のことをいう。

(6) 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

(7) 低炭素社会 地球温暖化の主因とされる二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出を自然が吸

収できる量以内に抑制することができるような産業・生活システムを構築した社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境との共存を目指しつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。

3 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。

4 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び滞在者が環境への理解を深めるための必要な措置を講じなければならない。

3 市は、施策の策定及び実施にあたっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動にあたって、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の協力)

第7条 滞在者は、基本理念に基づき、その滞在に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全等に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (4) 持続可能な循環型社会の形成及び低炭素社会への転換を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を

図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

（規制の措置）

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（財政的支援）

第14条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備その他環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、財政的支援を講ずるよう努めるものとする。

（開発事業等に係る環境への配慮）

第15条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある事業を行おうとする者に対し、あらかじめ当該事業が環境へ及ぼす影響について適正に配慮するよう必要な助言等を行うものとする。

（市の率先実行）

第16条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

（環境教育及び環境学習の推進等）

第17条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに環境に関する広報活動の充実を図り、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解と環境の保全等に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全等を図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、環境の保全等に関する活動を促進するため、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

（国、県及び他の市町村との連携）

第20条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。

（調査等の実施）

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

（意見の反映）

第22条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（地球温暖化防止対策のための取組）

第24条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

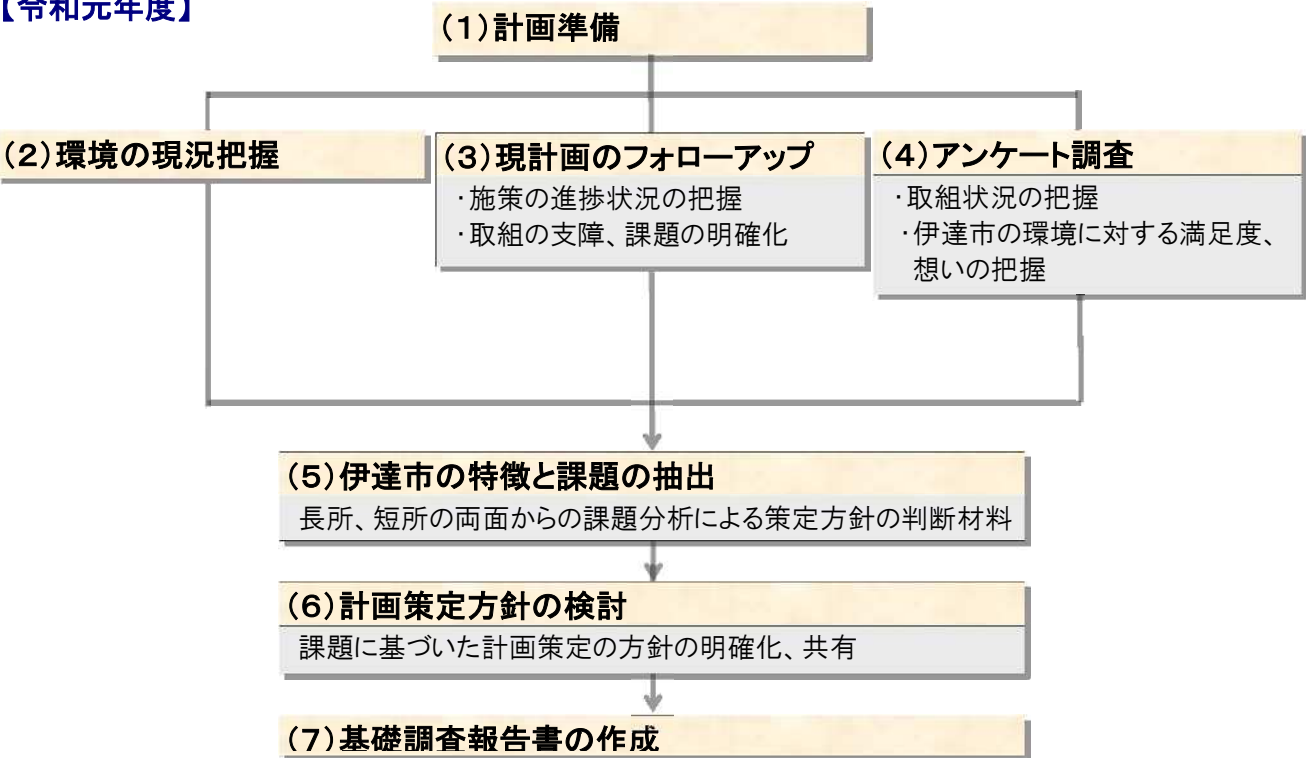
附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

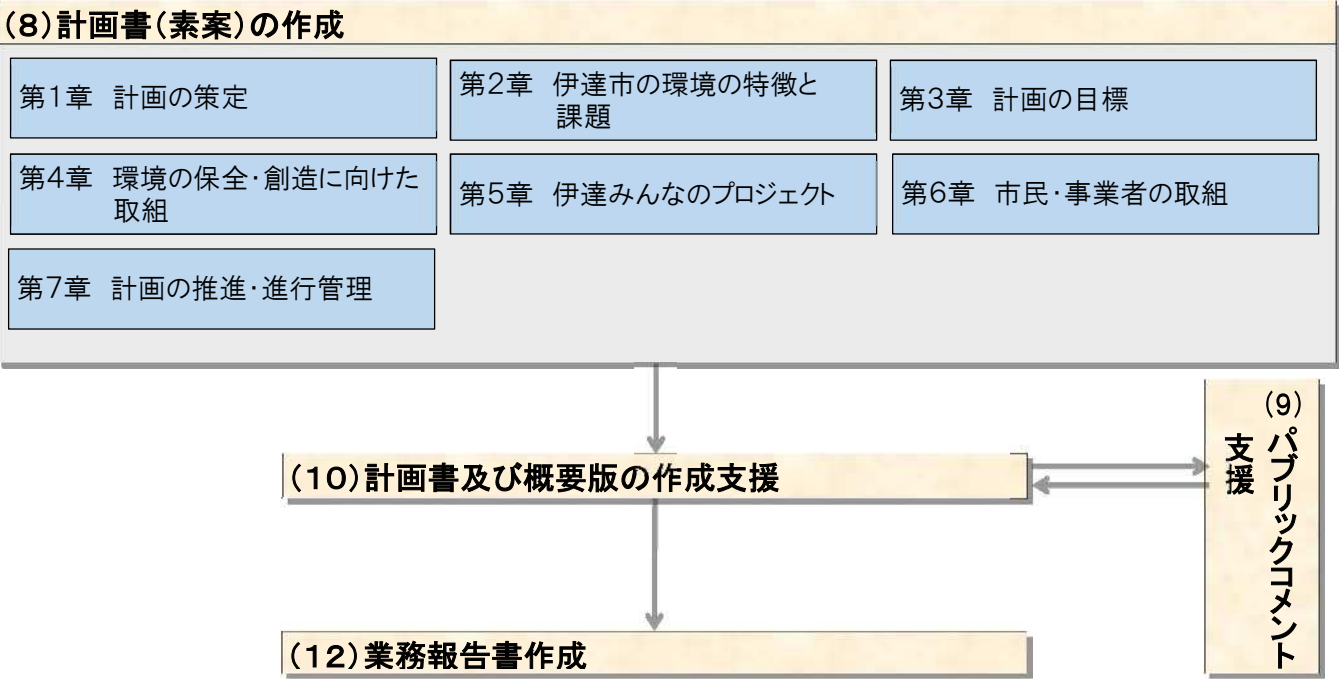
資料2 計画策定の経過

(1) 計画策定の手順

【令和元年度】



【令和2年



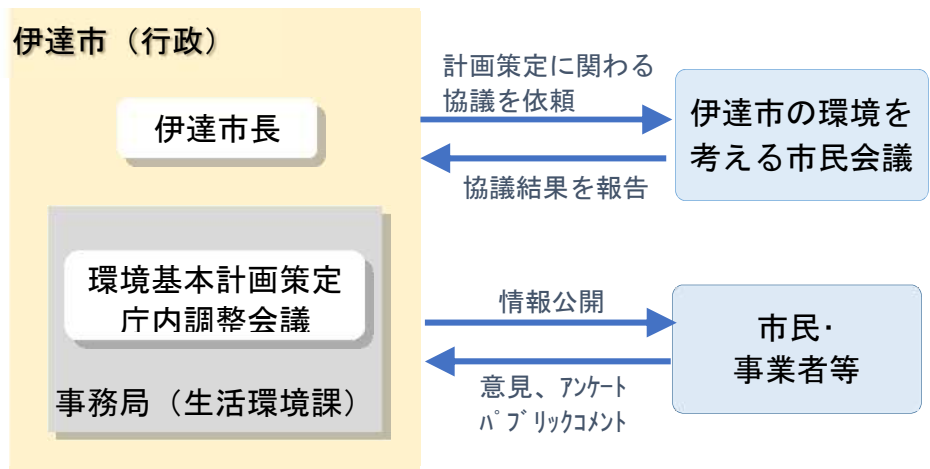
(11) 「伊達市の環境を考える市民会議」及び「庁内調整会議」の運営支援

(2) 計画策定の経過

年	月日	会 議 名 等	主な内容
令和元年度	8月9日	第1回伊達市環境基本計画策 定庁内調整会議	・第2次伊達市環境基本計画策定に向けた検討 ・市民・事業者アンケート調査
	8月22日	第1回伊達市の環境を考える 市民会議	・第2次伊達市環境基本計画策定に向けた検討 ・市民・事業者アンケート調査
	12月13日	第2回伊達市環境基本計画策 定庁内調整会議	・第2次伊達市環境基本計画策定に向けた検討 ・市民・事業者アンケート調査 ・伊達市の環境の特徴について ・環境施策の検討について
	12月19日	第2回伊達市の環境を考える 市民会議	・市民・事業者アンケート調査結果 ・伊達市の環境の特徴
令和2年度	7月21日	第3回伊達市環境基本計画策 定庁内調整会議	・伊達市の環境の特徴 ・伊達市が特に取り組むべき課題 ・策定方針案について ・第2次伊達市環境基本計画骨子案 ・めざす将来環境像の設定
	7月30日	第3回伊達市の環境を考える 市民会議	・環境施策の検討について ・会議日程について
	9月10日	第4回伊達市の環境を考える 市民会議	・全体構成図 ・めざす将来環境像及び環境目標の協議 ・温室効果ガス排出削減目標の検討結果の報告、 協議
	9月17日	第4回伊達市環境基本計画策 定庁内調整会議	・環境施策の報告、協議 ・環境指標の考え方の説明、検討依頼 ・めざす将来環境像、環境目標の報告、協議 ・温室効果ガス排出削減目標の報告、協議
	11月2日	第5回伊達市の環境を考える 市民会議	・めざす将来環境像の協議 ・重点施策の報告 ・環境施策の報告、協議 ・伊達みんなのプロジェクトの協議 ・市民・事業者の取組の報告 ・進行管理手法・指標の説明
	11月17日	第5回伊達市環境基本計画策 定庁内調整会議	・めざす将来環境像の報告 ・重点施策の報告 ・環境施策の報告 ・伊達みんなのプロジェクトの報告 ・市民・事業者の取組の報告 ・環境指標の報告
	1月21日	第6回伊達市の環境を考える 市民会議	・第2次伊達市環境基本計画の記載内容 ・めざす将来環境像

資料3 計画策定の体制

(1) 計画の策定体制



(2) 伊達市環境基本計画策定庁内調整会議

庁内調整会議は、伊達市環境基本計画の策定を総合的に推進するために設置され、生活環境課長を委員長、生活環境課環境係長を副委員長、及び、以下に掲げる課に所属する職員のうち当該所属課長から推薦された職員を委員として構成されています。

◆委員名簿

役 職	所 属
委員長	市民生活部 生活環境課長
副委員長	市民生活部 生活環境課 環境係長
委員	市長直轄 総合政策課/放射能対策課
	総務部 総務課/伊達総合支所/梁川総合支所/保原総合支所/霊山総合支所/月舘総合支所
	財務部 財政課
	市民生活部 市民協働課
	産業部 農政課/農林整備課/商工観光課
	健康福祉部 健幸都市づくり課/健康推進課
	建設部 土木課/都市整備課
	上下水道部 水道課/下水道課
	教育委員会 教育総務課/学校教育課

(3) 伊達市の環境を考える市民会議

伊達市の環境を考える市民会議は、伊達市環境基本計画の策定にあたり将来の環境像や市の環境施策及び市民、事業者の役割や具体的な取り組みなどを検討し、市民や事業者の意識・意向を計画に反映するために設置され、学識経験者、各種団体代表者、公募委員などにより構成されています。

◆委員名簿 (委嘱期間：平成30年11月26日～令和3年3月31日)

職域等	委員氏名	団体役職名等	備 考
アドバイザー 委員	後藤 忍	福島大学理工学群共生システム理工学類准教授 (工学博士)	委員長
	久保 理	福島県県北地方振興局県民環境部環境課 課長	令和元年度まで
	狗飼 大介	福島県県北地方振興局県民環境部環境課 課長	令和2年度より
関係団体	菅野 幸雄	福島県環境保全推進員	副委員長
	斎藤 光子	伊達市商工会女性部	
	菅野 良裕	伊達市認定農業者会	
	佐藤 好孝	霊山地域自治組織連合会	令和元年 8月21日まで
	狗飼 久男	霊山地域自治組織連合会	令和元年 8月22日より
	齋藤 勇治	月舘地域自治組織連絡協議会	令和2年 6月25日まで
	若林 三雄	月舘地域自治組織連絡協議会	令和2年 9月10日より
市民環境団体	島田 久也	特定非営利活動法人 環境ワーキンググループ伊達	
事業者	佐藤健一郎	保原町工業団地懇和会	
	横山 光衛	ヤナガワテクノパーク会	
公募市民	佐藤 圭也	公募市民委員	
	小川 洋子	公募市民委員	

資料4 市民意見(パブリックコメント)の概要

本計画の策定にあたっては、計画素案に対して市民の皆さんから意見を募集しました。

- ・意見募集期間 令和2年12月14日～令和2年12月28日（15日間）
- ・意見提出者 0名
- ・意見件数 0件

資料5 温室効果ガス排出量の推計方法

平成28（2016）年度の福島県の温室効果ガスは、総排出量の93%を二酸化炭素が占めていることを受け、本計画では温室効果ガスの中でも二酸化炭素の削減に向けた取組に焦点を当てています。

（1）エネルギー起源 CO₂

部 門	燃料種	算定方法	算定に用いる資料(予定)
産業部門	製造業 使用 燃料 全般	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）業種別製造品出荷額比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の業種別製造品出荷額} \right) / \left(\text{県の業種別製造品出荷額} \right) \right] \times 44/12$	- 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） - 福島県工業統計調査結果（福島県）
	建設業・ 鉱業 使用 燃料 全般	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）従業者数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の建設・鉱業従業者数} \right) / \left(\text{県の建設・鉱業従業者数} \right) \right] \times 44/12$	- 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） - 福島県県勢要覧（福島県） - 国勢調査
	農林 水産業 使用 燃料 全般	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）従業者数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の農林水産業従業者数} \right) / \left(\text{県の農林水産業従業者数} \right) \right] \times 44/12$	- 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） - 福島県県勢要覧（福島県） - 国勢調査
民生部門	家庭 灯油	福島市の世帯当たり年間灯油消費量に伊達市世帯数を乗じ、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島市：世帯当たり灯油消費量} \right) \times \left(\text{伊達市の世帯数} \right) \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$	- 家計調査年報（総務省） - 伊達市HP又は国勢調査
	LPG	福島市の世帯当たり年間LPG消費量に伊達市世帯数を乗じ、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島市の世帯当たりLPG消費量} \right) \times \left(\text{伊達市の世帯数} \right) \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$	- 家計調査年報（総務省） - 伊達市HP又は国勢調査 - 伊達市統計書
	都市ガス	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）世帯数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の世帯数} \right) / \left(\text{県の世帯数} \right) \right] \times 44/12$	- 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） - 福島県現住人口調査年報（福島県） - 伊達市HP
	電力	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）世帯数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の世帯数} \right) / \left(\text{県の世帯数} \right) \right] \times 44/12$	
	業務 使用 燃料 全般	福島県の炭素排出量に（福島県/伊達市）延床面積比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の業種別炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の延床面積} \right) / \left(\text{県の延床面積} \right) \right] \times 44/12$	- 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） - 固定資産の価格等の概要調査（総務省）
運輸部門	自動車 (貨物・ 旅客) 使用 燃料 全般	福島県の車種別燃料種別エネルギー使用量を車種別自動車保有台数で按分し、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{福島県の車種別燃料種別エネルギー使用量} \right) \times \left[\left(\text{市の自動車保有台数} \right) / \left(\text{県の自動車保有台数} \right) \right] \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$	- 自動車燃料消費量調査年報（国土交通省） - 福島県県勢要覧（福島県） - 東北運輸局HP
	鉄道 使用 燃料	鉄道会社別電力消費量を伊達市内の営業キロ数で按分し、CO ₂ 排出量に換算する。	鉄道統計年報（国土交通省）

部 門		燃料種	算定方法	算定に用いる資料(予定)
		全般	(鉄道会社別電力消費量) × [(鉄道会社別伊達市内営業キロ数) / (鉄道会社別営業キロ数)] × (CO ₂ 排出係数)	

(2) エネルギー起源以外 CO₂

部 門		燃料種	算定方法	算定に用いる資料(予定)
廃棄物部門	焼却分野	一般廃棄物	伊達市内で処理されている一般廃棄物（廃プラスチック、合成繊維くず）の焼却量に、廃棄物の種類ごとの排出係数を乗じて排出量を推計する。	・ 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
			(一般廃棄物中の廃プラスチック及び合成繊維くず焼却量) × (CO ₂ 排出係数)	
		産業廃棄物	伊達市内で処理されている産業廃棄物の焼却量に、廃棄物の種類ごとの排出係数を乗じて排出量を推計する。	
			(産業廃棄物の種類ごとの焼却量) × (CO ₂ 排出係数)	

資料6 温室効果ガス排出量の削減目標の設定方法

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計

現状から特段の対策を行わない場合（現状趨勢（BAU）ケース）の2025年と2030年における将来推計を行いました。推計は、各部門における温室効果ガスの排出量と関連性の深いと考えられる値（活動量）の予測値の増減率を基準年である2013年値に乘じることで求めました。

本市の温室効果ガスは、現状から追加的な対策を行わなかった場合、**2030年には2013年に比べ16.3%減少**すると推計されます。

表 部門別排出量の将来推計結果

部 門		排出量 (千 t-CO ₂)			増加率 (2013年度比)	
		2013年	2025年	2030年	2025年	2030年
産業部門	製造業	158.4	148.5	138.9	-6.2%	-12.3%
	建設業・鉱業	11.7	11.3	10.7	-3.2%	-8.3%
	農林水産業	4.2	2.5	1.4	-41.6%	-66.9%
民生部門	家庭	115.1	77.1	65.1	-33.0%	-43.4%
	業務	70.4	63.6	60.2	-9.7%	-14.5%
運輸部門	自動車（旅客）	81.1	74.2	73.3	-8.5%	-9.6%
	自動車（貨物）	51.3	58.9	62.9	14.7%	22.6%
	鉄道	3.8	3.2	3.0	-16.4%	-21.8%
廃棄物分野	一般廃棄物	11.4	9.9	9.3	-13.2%	-18.8%
合計		507.4	449.2	424.8	-11.5%	-16.3%

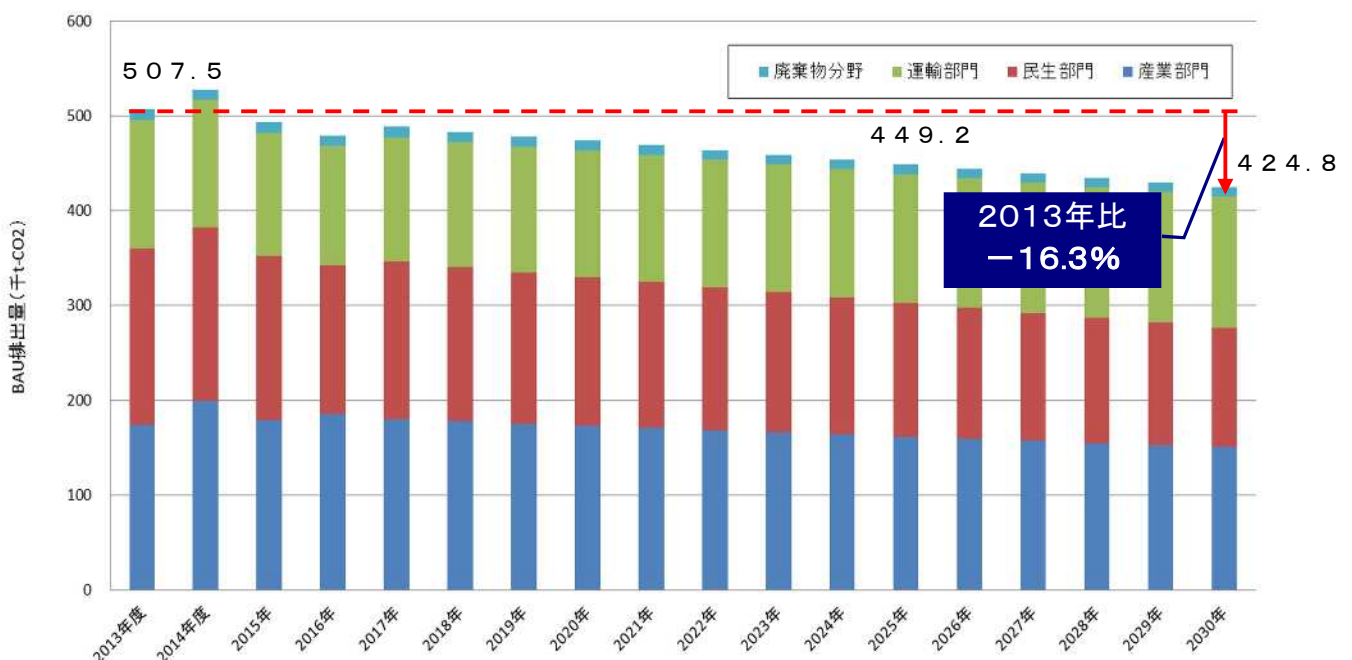


図 伊達市の温室効果ガス排出量の将来推計結果

※2013年度～2017年度は実績値、2018年度以降は推計値

(2) 温室効果ガス削減目標

1) 伊達市内の対策導入量

削減目標を設定するにあたり、伊達市における各種対策導入量を下表のように検討しました。

対策の導入量は、国の「地球温暖化対策実行計画」等や伊達市の現状の値を参考に、伊達市において野心的でありながらも実行可能と考えられるものとなるように留意しています。

表 伊達市における主な削減対策導入量 (1/2)

部門		対策分類	対策の市内導入量 (案)
産業部門	製造業	(産業界全体の取組として削減量を試算)	
	建設業・鉱業	(産業界全体の取組として削減量を試算)	
	農林水産業	(産業界全体の取組として削減量を試算)	
民生部門	家庭	節電・省エネの実践 (家庭)	【削減原単位】 ①照明、空調、家電の節電 (1,405 kWh/世帯) ②給湯機の省エネ (83 m ³ /世帯) ③省エネ家電への買い替え (584 kWh/世帯) ④省エネ型給湯機の導入 (0.43 t-CO ₂ /世帯) 【市内導入量】 ①、②省エネ活動実施世帯 2013年度: 10,629世帯 (51%) 2025年度: 11,575世帯 (60%) 2030年度: 11,738世帯 (65%) ③、④省エネ活動実施世帯 2013年度: 8,545世帯 (41%) 2025年度: 9,646世帯 (50%) 2030年度: 9,932世帯 (55%)
		住宅の省エネ化	【削減原単位】 住宅の断熱性向上 (0.30 t-CO ₂ /世帯) 【市内導入量】 省エネ活動実施世帯 2013年度: 7,503世帯 (36%) 2025年度: 8,681世帯 (45%) 2030年度: 9,029世帯 (50%)
	業務	節電・省エネを实践 (業務)	【削減原単位】 施設の運用改善・設備更新 (0.07 t-CO ₂ /m ²) 【市内導入量】 省エネ活動実施事業所延床面積 2013年度: 31,288 m ² (11%) 2025年度: 60,560 m ² (20%) 2030年度: 76,968 m ² (25%)
		建物の省エネ化	【削減原単位】 公共施設の省エネ (伊達市役所エコアクションプランの推進) (143.5 t-CO ₂ /年) 【市内導入量】 —

表 伊達市における主な削減対策導入量（２／２）

部門		対策分類	対策の市内導入量（案）
運輸部門	自動車（旅客）	公共交通利用促進	【削減原単位】 公共交通の利用（１．４８kg-CO ₂ /人・日） 【市内導入量】 １日当たり公共交通利用者数 ２０１３年度：５,２５５人 ２０２５年度：５,２６４人 ２０３０年度：５,２６９人
		自動車の賢い使い方 の実践	【削減原単位】 ①次世代自動車の導入（０．６７t-CO ₂ /台） ②エコドライブの推進（０．１４t-CO ₂ /台） 【市内導入量】 ①次世代自動車保有台数 ２０１３年度：７,３５６台（１５％） ２０２５年度：１１,９４８台（２５％） ２０３０年度：１６,５１３台（３５％） ②エコドライブ実施台数 ２０１３年度：２１,４３４台（４４％） ２０２５年度：２６,１８１台（５５％） ２０３０年度：２８,２２８台（６０％）
	自動車（貨物）	（産業界全体の取組として削減量を試算）	
	鉄道	（産業界全体の取組として削減量を試算）	
廃棄物部門	一般廃棄物	ごみ減量やリサイクルの推進	一般廃棄物 【削減原単位】 家庭ごみの削減（０．６４t-CO ₂ /t） 【市内導入量】 市民１人当たり家庭ごみの量の削減量（２０１３年比） ２０２５年度：２０９g/人・日（１９％減） ２０３０年度：２０９g/人・日（１９％減）
その他（再エネ）		再生可能エネルギーの普及	【削減原単位】 ０．３７kg-CO ₂ /kWh（２０３０年度） 【市内利用量（導入量※）】 再エネ利用量（太陽光、風力、小水力、バイオマス） ２０１３年度：１１,７７１kW（４％） ２０２５年度：４２,７９９kW（１３％） ２０３０年度：４７,６５１kW（１５％） ※全体の電力消費量に対する再エネ発電量の割合

表 産業界の取組による削減割合

部門		削減率（２０１３年度比）（％）	
		２０２５年度	２０３０年度
産業	製造業	１０.６	１４.４
	建設業・鉱業	４.５	７.０
	農林水産業	６.２	８.４
運輸	自動車貨物	１８.７	２８.０
	鉄道	１１.３	１５.７

※エネルギー転換部門はあいち地球温暖化防止戦略２０３０の目標値と同値

２）削減見込量

前述の対策が導入された場合（対策ケース）における温室効果ガスの排出量を推計しました。

施策の推進により温室効果ガス削減対策が導入された場合、市域からの温室効果ガスの排出量は、２０３０年には２０１３年に比べ約３１％削減することができると推計されます（国の削減目標２６％以上）。

表 対策ケース別の部門別排出量の積み上げ（全部門）

排出区分	温室効果ガス排出量（千 t-CO ₂ ）			増減率（％）※
	２０１３年 （基準年）	２０３０年 （現状趨勢）	２０３０年 （対策ケース）	２０１３年比
産業部門※	１７４.３	１５１.０	１１８.３	３２.１％
民生部門※	１８５.５	１２５.３	１０９.３	４１.１％
運輸部門	１３６.２	１３９.２	１１７.３	１３.９％
廃棄物部門	１１.４	９.３	６.８	４０.４％
合計	５０７.４	４２４.８	３５１.７	３０.７％

※「再生可能エネルギーの普及を進める」の削減量は産業部門と民生部門に、それぞれ２０１５年度の排出量の割合に応じて割り当てている。

※増減率には現状趨勢で減少する削減量も含まれている。

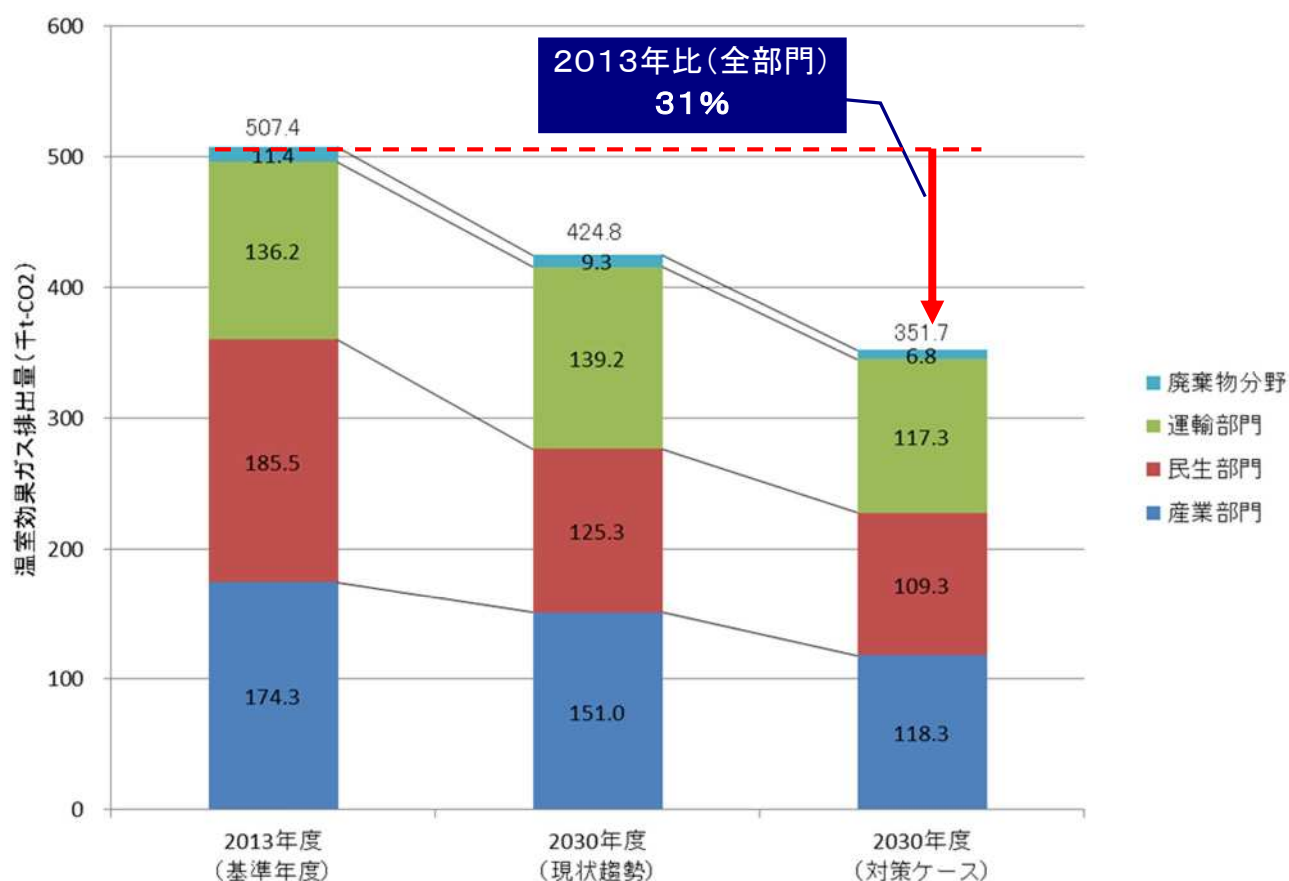


図 伊達市の温室効果ガス排出削減量の検討結果
 ※ 2013年度は実績値、2030年度は将来推計値
 (対策を行わない場合の現状趨勢と対策を行った場合の対策ケース)

〔温室効果ガス削減目標〕
 (基準年2013年)

- 【短期目標】 (2025年) : 23%削減
- 【中期目標】 (2030年) : 31%削減
- 【長期目標】 (2050年) : 80%削減

〔部門別 温室効果ガス削減目標〕
 (基準年2013年)

- 【産業部門】 (2030年) : 32%削減
- 【民生部門】 (2030年) : 41%削減
- 【運輸部門】 (2030年) : 14%削減
- 【廃棄物部門】 (2030年) : 40%削減

資料7 用語解説

【あ行】

インセンティブ

誘発する効果、刺激する効果を意味します。目標やノルマを達成した際に支給されるボーナスや報奨金という意味でよく用いられており、一般的に成果報酬と捉えられることが多いです。

インフォーマルサービス

公的機関を使ったサービス(フォーマルサービス)に対し、公的機関のサービスを用いないサービスのことをインフォーマルサービスといい、家族から近隣、自治会、老人会、民生委員、NPO法人まで幅広く含まれます。

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。

うつくしまの道・川サポート制度

地域住民、市町村、県の三者が協働して、道路・河川の清掃、美化活動を行うもので、道・川を慈しむ心を育て、地域にふさわしい道や川づくりを進めるものです。合意締結団体には作業用具・花の苗などの支給やゴミの処分などの協力をしています。

エコアクション21

環境省が定めた、環境経営システムに関する第三者認証・登録制度です。

中小事業者等の事業者が、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供することを目的としています。中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたをいいます。

エコファーマー

農業における(食品安全、環境保全、労働安全等の)持続可能性を確保するための生産工程管理の取組で、1999年施行の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づいて、化学肥料や農薬の使用を減らした農家で、各都道府県の知事が認定した農家を指します。

エネルギーマネジメント

工場・ビル・住宅などで、エネルギーの使用状況を把握する、高効率な設備を導入する、設備の

最適運営を行うなど、エネルギーを合理的に利用するための活動を行うことです。

汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合です。

【か行】

カーボンオフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの温室効果ガスの排出量に対し、これを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量を購入、又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量を埋め合わせることをいいます。

イギリスを始めとした欧州、米国、豪州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が拡がりつつあります。

快適環境形成機能

森林が(蒸発散作用により夏の気温を下げまた、冬の気温を上昇させるなど)気候を緩和・調節し、防風や防音などの機能により快適な環境を形成することを指します。

合併処理浄化槽処理人口普及率

総人口のうち、トイレや台所等から排出される生活排水を併せて処理する浄化槽を利用する人口の割合です。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境にいい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするものです。

「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態が把握できます。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)といいます。

木の駅

山林所有者が出荷する間伐材や林地残材などの集積場で、未利用木材を地域通貨や商品券で買い取る「木の駅プロジェクト」の中核となる施設を指します。

集められた木材はチップ工場や温泉施設などに運ばれて利用されます。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする取り組みをいいます。

グリーンインフラの整備により、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供など環境への効果が期待できます。

グリーン経営認証

交通運輸産業を対象に、環境保全に取り組むために創設された環境認証制度です。

交通エコロジー・モビリティ財団が認定機関となり、環境パフォーマンス評価 ISO14031 や ISO14001 の考え方に基づき作成された認証基準により審査され、一定のレベル以上の環境保全の取り組みを行っている事業者の事業所に対して認証・登録されます。

グリーン電力証書

グリーン電力（風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱などにより発電された電力）に対し、環境付加価値として、発行される証明書のことをいいます。

グリーン電力証書を購入することにより、自らが使用する電気が自然エネルギーによって発電されたことの 対外的な公表が可能となります。

光化学オキシダント

工場の煙や排気ガスなどに含まれる物質が太陽からの紫外線を受けて作り出される酸化力の強い物質です。オゾンの主成分とし、大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできます。浮遊粒子状物質(SPM)と共に光化学スモッグの原因となります。

公共下水道接続率

下水道を利用できる区域の人口に対して、下水道へ接続している人口の割合です。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことです。

発電システムのためのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱も活用することでシステムの全体効率を最大80%まで高められます。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどの、石油などの化石エネルギーの様に枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギーのことをいいます。

省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせ、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器のことを指します。

森林セラピー

医学的な証拠に裏付けされた森林浴の効果を健康づくりに役立てる取組をいいます。

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

森林の土壌が降水を貯留することにより、河川へ流れ込む水量を平準化し、川の流量を安定させる機能のことをいいます。

かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となります。

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が策定する計画です。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、生物多様性に関する今後10年間の世界目標（愛知目標）の採択と、東日本大震災という2つの大きな出来事を背景として策定されました。

【た行】

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類に関する基準や規制を定めた法律です。

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的に制定されました。

第12次鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画とは、野生鳥獣を適切に保護・管理するための計画で、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条により、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるものです。その中で、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月21日としたものが、第12次鳥獣保護管理事業計画です。

第二種特定鳥獣管理計画

カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等、農林業被害の拡大や生態系の攪乱を背景として、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画です。

人と野生鳥獣との軋轢（あつれき）を解消するとともに、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、都道府県において策定します。

伊達市環境基本条例

伊達市における良好な環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、滞在者及び市の役割や基本的施策の方向性を示した条例です。

伊達市ゴミ処理基本計画

伊達市内から発生する一般廃棄物（家庭や事業所から出るごみ）のうち、し尿を除いた一般廃棄物の処理について基本的事項を定めた計画です。

伊達市再生・発展まちづくりグランドデザイン

少子高齢化、グローバル化などの産業構造や経済の変化、原発事故による放射能問題などの課題に対応するため、10年後、20年後を見据えた、伊達市の将来像と戦略を定めたまちづくり計画です。

伊達市新水道事業ビジョン

安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、現状の課題を把握するとともに、今後の目指すべき方向を定めた、伊達市の水道事業計画です。

伊達市第2次総合計画

「健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷（ふるさと） 伊達市」を将来都市像として、長期的なまちづくりの基本的な方向と、施策、基本事業を総合的に示したまちづくり計画です。

平成27年度から令和4年度の8年間を計画期間とし、2期4年（前期と後期）に分けています。

伊達市地域新エネルギービジョン

新エネルギー導入を推進するため、地域の新エネルギー賦存量を把握するとともに、新エネルギー導入・推進のための方策を明らかにした計画です。

「伊達市環境基本計画」の新エネルギー導入に関する下位計画として位置づけられています。

伊達市地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図り、住民生活の安定に資することを目的として、伊達市防災会議が作成する防災計画です。

伊達市都市計画マスタープラン

20年後を見据え、都市のあるべき姿や土地利用、交通、環境、景観、都市施設や生活環境など、まちづくりの様々な分野にいたる総合的な指針を示したものです。伊達市が行う都市計画は、このマスタープランに沿って定められます。

伊達市復興計画

東日本大震災からの早急な復旧を進めるとともに、震災を教訓とした災害に強いまちづくり、そして、震災を契機とした活力あるまちづくりに向けた計画的な復興に取り組むことによって、今後、市民が安心して暮らすことのできる活力にあふれたまちを実現していくため、「伊達市復興ビジョン」の基本施策に基づき策定した計画のことをいいます。

デポジット制度

製品本来の価格に預かり金(デポジット)を上乗せして販売し、消費され不要になった製品などが

所定の回収システムに返却された場合に、預かり金が返却される制度のことをいいます。

デマンド交通

利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態をいいます。

利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できます。利用者がいなければ走る必要がないため、小型車で済み、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行ができるメリットがあります。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化学物質排出把握管理促進法、又は単に化管法ともいいます。

特定フロン

オゾン層を破壊するとして国際的な規制の対象になっているフロンのことをいいます。

冷凍冷蔵機器の冷媒など幅広い用途に使われてきましたが、段階的に製造・輸入が制限されています。

【な行】

7分別

伊達市のごみの分別区分のことです。①可燃ごみ、②不燃ごみ、③びん類、④ペットボトル、⑤廃プラスチック、⑥粗大ごみ、⑦古紙の7区分となっています。

【は行】

パーク＆ライド

自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステムのことをいいます。

バイオマス

木材、食品廃棄物（生ごみ）、動物の糞など動植物由来の再利用可能な有機性資源をいいます。飼肥料、発電、アルコール発酵、メタン発酵などによるエネルギー燃料へ利用することができます。

バイオマスエネルギー

バイオマス（木材、食品廃棄物（生ごみ）、動物の糞など動植物由来の再利用可能な有機性資源）からつくられたエネルギーのことをいいます。

バイオマス発電

木質バイオマス、メタン発酵ガスなど生物資源を活用した発電方式のことをいいます。

パリ協定

2015年にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約です。

ビオトープ

本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間のことをいいます。ビオトープには、森林、湖沼、ヨシ原、干潟、里山、水田などがあります。

フードドライブ

家庭で余った食品を集めて活用する仕組みのことをいいます。寄付文化に親しいインターナショナルスクールなどを発信源として、草の根的な広がりをみせています。

フードバンク

賞味期限は切れていないが商品にできなくなった食品を、食品企業などから集めて活用する仕組みのことをいいます。

フードマイレージ

英国で提唱された「Food Miles」の考え方に基づき、農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のことをいいます。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出されます。

フードロス

フードロスとは食品ロスのことで、まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいいます。

持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること等が盛り込まれ、近年、国際的にも関心が高まっています。

ペレットストーブ

燃料に木質ペレット（間伐材や林地残材などの低質材を粉砕・圧縮した固形燃料）を使用する暖房機器のことをいいます。

ペレットボイラー

燃料に木質ペレット（間伐材や林地残材などの低質材を粉砕・圧縮した固形燃料）を使用するボイラー（燃料を燃焼することにより温水や蒸気を作る装置）のことをいいます。

ホールボディカウンター

体の中に取り込まれ沈着した放射性物質から漏れ出る放射線を、体の外側から検出し、その線量を測定する装置のことをいいます。ヒューマンカウンター、あるいは全身カウンターとも言われています。

【ま行】

モチベーション

人が行動を起こすときの原因、動機を意味します。組織の中では仕事への意欲を指し、意欲を持つことや引きだすことを動機づけと呼びます。

【や行】

誘致圏（ゆうちえん）

圏内の在住者がその施設の利用者として想定される範囲のことをいいます。

ユニバーサルデザイン

「年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という概念です。

アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されました。

【ら行】

リーフレット

宣伝・広告や案内・説明などのための、一枚刷りの印刷物のことを指します。

【わ行】

ワークショップ

参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいいます。

【B】

BEMS

BEMS（Building and Energy Management System＝ビル・エネルギー管理システム）とは「ベムス」と呼び、環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことをいいます。

業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転を行います。

【C】

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことをいいます。

【E】

ESCO 事業

ESCO（Energy Service Company）事業は「エスコ事業」と呼び、ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）をESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業のことをいいます。

ESD

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

【G】

GAP 認証

GAP (Good Agricultural Practice=農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

日本では、ASIAGAP/JGAP など、農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準、認証制度があります。

【H】

HEMS

HEMS (Home Energy Management System) とは「へムス」と呼び、家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すものです。

【I】

ISO 14001

ISO

(International Organization for Standardization=国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。

企業や団体が、環境方針、目標、計画及びその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善を進めるものです。

【L】

LCA

LCA (Life Cycle Assessment=ライフ・サイクル・アセスメント) とは、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法です。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴があります。

【P】

PDCA サイクル

PDCA サイクルは、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の4つの項目を繰り返すことにより業務を継続的に改善します。

【S】

SDGs 2030 アジェンダ

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標です。

MDGs の残された課題 (例:保健、教育) や新たに顕在化した課題 (例:環境、格差拡大) に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットか

らなる持続可能な開発目標 (SDGs) が策定されました。

【Z】

ZEB

ZEB (Net Zero Energy Building) は「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいいます。

ZEH

ZEH (Net Zero Energy House) は「ゼッチ」と呼び、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことをいいます。

第 2 次伊達市環境基本計画

発行日 2021 年（令和 3 年）3 月

■企画・編集 伊達市 市民生活部 生活環境課

■発行者 伊達市

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL : 024-575-1228

FAX : 024-573-5865

HPアドレス : <https://www.city.fukushima-date.lg.jp>

E-mail : kankyo@city.fukushima-date.lg.jp